

第 6 回研究会における指摘事項への対応方針について

協議事項 (1) 「基礎指標等の整理について」

分類	指摘	対応方針
基礎指標について	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 次～3 次の産業別就業者人口比率、社会基盤では道路を追加できないか。 	指摘に基づき作業を進める。
試算について	(特別職の報酬) <ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市に移行した場合の報酬は、6 市の平均ではなく政令指定都市の平均などを用いた方がよいのではないか。 同程度の規模の市を参考にするという方法もあろう。 	指摘に基づき作業を進める。
	(職員数) <ul style="list-style-type: none"> 職員数は現状維持程度と仮定しているが、アウトソーシング等により削減の可能性があることにも触れるべきではないか。 	指摘に基づき作業を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 p3 の記述はアクセントをつけて記述していただきたい。 	指摘に基づき作業を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 別紙の表は誤解が生じないようにしていただきたい。 市民からすると一般的にスケールメリットが働き職員数は減少している。権能の増加に伴い増員になる部分と、スケールメリットが働き減少が見込まれる部分について、わかりやすい記述が必要ではないか。 権能が違うところについて、職員数の違い等を出したほうがよいのではないか。 	指摘に基づき、スケールメリットの発揮、権能の増加により職員数の変動が大きいと見込まれる部門に絞った記述とする。
	(歳入・歳出への影響) <ul style="list-style-type: none"> 既存の政令指定都市 17 市の一人あたり歳入・歳出を示し、全体で今よりも増えるということを示した上で、その内訳として個別の項目について説明するという流れがよいのではないか。 	指摘に基づき作業を進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 衛生費は変化なしとするのは違和感がある。静岡市は政令指定都市移行前に中核市となっていたことが影響しているのではないか。 	指摘に基づき、中核市となっていた静岡市ではなく、さいたま市の例を採用する。

協議事項（２） 「共通項目・つながりの整理とパターンについて」

分類	指摘	対応方針
パターンの示し方について	<ul style="list-style-type: none"> 資料３と別紙の関係を意識しないのであれば、単純に人口 80 万人以上の組合せとしてはこういったものがあるという出し方もできるのではないか。 	当初人口規模のみに着目してパターンを提示したが、共通項目・つながりを踏まえてパターンを提示した方が説明がしやすい等の意見を受けて修正した経緯があり、現行の記述のままとする。

協議事項（３） 「シンポジウム等の扱いについて」

分類	指摘	対応方針
位置づけ、配布資料について	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告と切り離すのはわかるが、研究内容についての説明があってもよいのではないか。 中間報告で広域的な課題と対応可能性について整理しており、そういったものを提示してはどうか。 中間報告の概要版を出してもよいのではないか。 	シンポジウムのテーマに沿った資料の提示を行うといった趣旨から、抜粋したものを配布する。
アンケートについて	<ul style="list-style-type: none"> 質問項目が多いように思う。整理できないか。 Q5 は政令指定都市制度という制度を知っているのか、制度の中身を知っているのかなど、回答に迷うのではないか。 自由回答の設問 2 つはまとめて回答欄を広くってはどうか。 	Q5（「政令指定都市制度についてご存知でしたか」）は割愛する。 自由回答の設問 2 つは 1 つにまとめる。

第 6 回政令指定都市問題研究会 会議の概要

1 日時

平成 19 年 12 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 場所

鎌ヶ谷市役所 6 階第 1,2 委員会室

3 主催者

東葛広域行政連絡協議会（事務局：柏市）

4 会議の概要

報告事項 「第 5 回研究会指摘事項への対応について」

事務局から資料 1 に基づき説明を行った。特に意見はなかった。

協議事項（1）「基礎指標等の整理について」

事務局から資料 2 に基づき説明を行い、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

基礎指標について

- ・ P1 の昼夜間人口比の指定都市平均の値は誤植である。
- ・ 第 1 次～3 次の産業別就業者人口比率、社会基盤では道路を追加できないか。

試算について

（特別職の報酬）

- ・ 政令指定都市に移行した場合の報酬は、6 市の平均ではなく政令指定都市の平均などを用いた方がよいのではないか。
- ・ 同程度の規模の市を参考にするという方法もあろう。

（職員数について）

- ・ 職員数は現状維持程度と仮定するとしているが、アウトソーシング等により削減の可能性のあることにも触れるべきではないか。
- ・ 別紙の表は誤解が生じないようにしていただきたい。
- ・ 別紙 p3 の記述はアクセントをつけて記述していただきたい。
- ・ 市民からすると一般的にスケールメリットが働き職員数は減少すると思っている。権能の増加に伴い増員になる部分と、スケールメリットが働き減少が見込まれる部分について、わかりやすい記述が必要ではないか。
- ・ 権能が違うところについて、職員数の違い等を出したほうがよいのではないか。

（歳入・歳出への影響について）

- ・ 既存の政令指定都市 17 市の一人あたり歳入・歳出を示し、全体で今よりも増えるということを示した上で、その内訳として個別の項目について説明するという流れがよいのではないか。

- ・ 衛生費は変化なしとするのは違和感がある。静岡市は政令指定都市移行前に中核市となっていたことが影響しているのではないか。
- ・ P16 には一級河川である利根運河も追加してほしい。

協議事項(2)「共通項目・つながりの整理とパターンについて」

事務局より「資料3」に基づき説明があり、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

- ・ パターン別のシミュレーションはしないという理解でよいか。
その通りである。(事務局)
- ・ 国道6号は流山市も通過している。
- ・ 全部の関係市が含まれるパターンを最初に出してはどうか。
- ・ 県が広域消防の組合せを出したが、考慮した方がよいか、あるいは使わない方がよいか。合併の組合せとは関係ないとは聞いているが。
本研究会では広域消防の組合せにとらわれずに議論をしていただきたい。(県)
- ・ 資料3と別紙の関係を意識しないのであれば、単純に人口80万人以上の組合せとしてはこういったものがあるという出し方もできるのではないか。
- ・ 交通基盤のつながりとして出すのか、他の部分で出すかは別として、県道がどこを通過しているかを示してほしい。

協議事項(3)「シンポジウム等の扱いについて」

事務局より「資料4」に基づき説明があり、説明を受けて議論を行った。意見の概要は以下のとおり。

位置づけ、配布資料について

- ・ 中間報告と切り離すのはわかるが、研究内容についての説明があってもよいのではないか。
- ・ 中間報告で広域的な課題と対応可能性について整理しており、そういったものを提示してはどうか。
- ・ 中間報告の概要版を出してもよいのではないか。

アンケートについて

- ・ 質問項目が多いように思う。整理できないか。
- ・ Q5は政令指定都市制度という制度を知っているのか、制度の中身を知っているのかなど、回答に迷うのではないか。
- ・ 自由回答の設問2つはまとめて回答欄を広くとってはどうか。

協議事項(4)「その他」

事務局から今後のワーク・研究会の日程について説明を行った。

以上

第 3 章 政令指定都市に関わる詳細検討

1. 基礎指標等の整理について

(1) 基礎指標等の整理

基礎指標について構成 6 市全体での数値と、既存の政令指定都市の数値の比較を行った。

人口・面積

- ・ 6 市の人口は 139 万人で、福岡市（138 万人）、川崎市（133 万人）と同程度の規模となり、比較対象都市（政令市及び構成 6 市を 1 市とみなした合計 18 市）中 8 番目、首都圏でも横浜市に次いで 2 番目の規模となる。
- ・ 人口構成を比較すると、既存の政令指定都市と比較し、15 歳以上 64 歳以下の人口の比率が若干高く、65 歳以上人口比率は指定都市平均よりも低くなっており、相対的に、生産年齢人口が多く、高齢者人口が少ない地域であるといえる。
- ・ 昼夜間人口比率は 0.83 で、指定都市平均を下回り、比較対象都市中 18 番目となっている。首都圏の政令指定都市も 1.0 を下回っているが、本地域の比率はこの中でも最も低い。主として都内への就業による昼間の人口流出が多いことが要因であると考えられ、東京のベッドタウンとしての性格を有する地域であることが顕れている。

	市名	人口(国勢調査、H17) (人)	15歳未満 人口比率 (%)	15～64歳 人口比率 (%)	65歳以上 人口比率 (%)	昼夜間 人口比
政令 指定都市	札幌市	1,880,863	12.4	70.1	17.3	1.01
	仙台市	1,025,098	13.7	70.1	15.8	1.08
	さいたま市	1,176,314	14.5	69.3	15.9	0.92
	千葉市	924,319	13.8	69.2	16.5	0.97
	横浜市	3,579,628	13.5	68.7	16.9	0.90
	川崎市	1,327,011	13.1	72.2	14.6	0.87
	新潟市	813,847	13.4	65.6	20.5	1.02
	静岡市	713,723	13.4	65.5	21.1	1.04
	浜松市	804,032	14.4	65.3	19.9	1.01
	名古屋市	2,215,062	13.2	67.4	18.4	1.15
	京都市	1,474,811	12.0	67.2	19.9	1.08
	大阪市	2,628,811	12.0	66.6	20.1	1.38
	堺市	830,966	14.1	66.6	18.6	0.93
	神戸市	1,525,393	13.1	66.6	20.0	1.02
	広島市	1,154,391	14.7	67.6	16.9	1.03
	北九州市	993,525	13.3	64.4	22.2	1.03
福岡市	1,401,279	13.4	70.2	15.2	1.13	
(参考)	指定都市平均	1,439,357	13.2	68.0	18.1	1.05
東葛6市	松戸市	472,579	13.6	69.6	16.3	0.81
	野田市	151,240	13.2	69.3	17.5	0.91
	柏市	380,963	13.4	70.0	16.4	0.90
	流山市	152,641	13.2	69.5	17.1	0.72
	我孫子市	131,205	13.3	68.7	18.0	0.77
	鎌ヶ谷市	102,812	13.6	69.1	17.2	0.74
6市計		1,391,440	13.4	69.6	16.8	0.83
(参考)	順位	8	8	5	13	18
	出典	国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査
	年次	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年
	備考					

- ・人口密度は 3,668 人/k²で、比較対象都市の中では第 8 番目、首都圏では川崎、横浜、さいたまに次いで 4 番目である。
- ・人口に占める人口集中地区（人口密度の高い基本単位区（1k²あたり 4,000 人以上）が市区町村内で互いに隣接して、人口 5,000 人以上の地域を構成している地域）の人口比率は、指定都市平均をやや下回り、首都圏では川崎、横浜、千葉、さいたまに次いで 5 番目である。

	市名	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	都市計画区 域面積 (km ²)	人口集中地 区人口	人口集中地 区人口比率 (%)
政令 指定都市	札幌市	1,121.12	1,678	567.89	1,812,362	96.4
	仙台市	783.54	1,308	440.84	905,139	88.3
	さいたま市	217.49	5,409	217.49	1,080,130	91.8
	千葉市	272.08	3,397	272.08	830,383	89.8
	横浜市	437.38	8,184	435.47	3,487,816	97.4
	川崎市	142.70	9,299	144.35	1,316,910	99.2
	新潟市	726.10	1,121	607.69
	静岡市	1388.74	514	159.98
	浜海市	1511.17	532	467.54	471,949	58.7
	名古屋市	326.45	6,785	326.45	2,159,379	97.5
	京都市	827.90	1,781	480.51	1,387,532	94.1
	大阪市	222.11	11,836	224.96	2,628,312	100.0
	堺市	149.99	5,540	149.99	794,924	95.7
	神戸市	551.62	2,765	550.61	1,409,454	92.4
広島市	905.01	1,276	395.14	1,004,506	87.0	
北九州市	487.66	2,037	488.65	888,161	89.4	
福岡市	340.60	4,114	338.35	1,343,902	95.9	
(参考) 指定都市平均		612.45	3,975	368.71	1,434,724	91.6
東葛 6 市	松戸市	61.33	7,706	61.33	453,045	95.9
	野田市	103.54	1,461	103.54	92,689	61.3
	柏市	114.90	3,316	114.90	339,712	89.2
	流山市	35.28	4,327	35.27	131,518	86.2
	我孫子市	43.19	3,038	43.19	108,834	82.9
	鎌ヶ谷市	21.11	4,870	21.11	87,737	85.3
6 市 計		379.35	3,668	379.34	1,213,535	87.2
(参考) 順位		11	8	10	9	14
出典	地域経済要覧	国勢調査等	国土交通省「都 市計画年報」	国勢調査	国勢調査より算 出	
年次	2006(H18)年	人口:2005年、 面積:2006年	2003(H15)年	2005(H17)年	2005(H17)年	
備考		指定都市平均は 単純平均				

産業

- ・事業所数は40,170で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で12番目、首都圏では横浜、川崎に次いで3番目となっている。
- ・小売業年間商品販売額は1兆1774億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で10番目、首都圏では横浜に次いで2番目となっている。
- ・卸売業年間商品販売額は1兆933億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で17番目、首都圏では5番目となっている。
- ・製造品出荷額等は1兆3504億円で、指定都市平均を下回り、比較対象都市の中で12番目、首都圏では横浜、川崎に次いで3番目となっている。
- ・農業産出額は379億円で、指定都市平均を上回り、比較対象都市の中で3番目、首都圏では1番目となっている。

	市名	事業所数	小売業 年間商品 販売額 (百万円)	卸売業 年間商品 販売額 (百万円)	製造品 出荷額等 (H17) (百万円)	農業産出額 (百万円)
政令 指定都市	札幌市	73,629	2,322,604	7,703,897	560,081	4,020
	仙台市	47,005	1,246,421	6,590,399	846,634	8,890
	さいたま市	35,907	1,051,986	2,797,272	830,907	7,760
	千葉市	28,464	962,956	2,328,089	1,050,576	11,210
	横浜市	115,098	3,621,591	5,688,918	4,416,376	9,940
	川崎市	42,164	1,140,019	1,899,548	4,229,776	2,600
	新潟市	38,880	812,858	2,422,194	927,218	69,450
	静岡市	40,008	802,288	2,477,240	1,622,227	22,810
	浜松市	37,948	878,891	1,891,460	2,753,302	52,410
	名古屋市	133,594	3,066,661	24,796,736	3,694,611	2,700
	京都市	81,976	2,033,288	3,611,758	2,234,276	12,500
	大阪市	219,703	4,542,042	41,110,016	4,045,047	870
	堺市	31,527	712,755	991,306	2,698,492	3,790
	神戸市	71,447	1,745,264	3,967,454	2,552,124	11,430
	広島市	53,304	1,372,467	6,657,447	1,915,332	6,090
北九州市	48,906	1,146,500	1,932,395	1,876,989	5,400	
福岡市	71,567	1,820,212	11,702,079	602,997	8,070	
(参考)	指定都市平均	68,890	1,722,283	7,562,836	2,168,057	14,114
東葛6市	松戸市	14,009	385,691	412,652	432,707	6,490
	野田市	4,930	116,310	97,819	295,857	9,950
	柏市	11,172	438,606	463,046	366,550	10,780
	流山市	3,896	101,725	60,831	50,604	3,190
	我孫子市	3,142	80,976	40,079	173,347	3,260
	鎌ヶ谷市	3,021	54,110	18,904	31,414	4,270
6市計		40,170	1,177,418	1,093,331	1,350,479	37,940
(参考)	順位	12	10	17	12	3
出典		事業所・企業統計調査	商業統計調査	商業統計調査	工業統計表	生産農業所得統計
年次		2004(H16)年	2004(H16)年	2004(H16)年	2005(H17)年	2005(H17)年
備考		野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む	野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む	野田市は旧関宿町、柏市は旧沼南町を含む		

- ・産業別人口構成比は、比較対象都市では第1次産業では1.0%前後、第2次産業では20%台前半から25%程度、第3次産業では70%前半から75%程度の範囲に入る市が多い。一方、本地域は6市全体で第1次産業が1.5%、第2次産業が21.7%、第3次産業が73.5%であり、産業別就業人口構成比は比較対象都市の多くと類似している。

	市名	総就業者数 (人)	産業別就業人口構成比(%)		
			第1次	第2次	第3次
政令 指定都市	札幌市	840,632	0.4	15.9	80.4
	仙台市	463,466	1.1	15.3	81.6
	さいたま市	576,575	1.0	21.3	74.6
	千葉市	431,779	0.8	19.2	76.4
	横浜市	1,736,859	0.5	21.8	74.8
	川崎市	697,009	0.4	21.0	71.5
	新潟市	399,769	4.7	23.1	70.8
	静岡市	367,531	3.3	27.5	67.7
	浜松市	423,787	4.8	37.0	56.7
	名古屋市	1,090,380	0.3	25.0	72.5
	京都市	688,268	0.9	22.6	73.2
	大阪市	1,159,848	0.1	25.0	72.9
	堺市	370,147	0.5	25.6	70.0
	神戸市	667,301	0.8	20.2	76.1
	広島市	563,701	1.3	22.0	74.5
	北九州市	436,842	0.9	24.9	72.2
福岡市	648,832	0.8	14.5	81.6	
(参考) 指定都市平均		680,160	-	-	-
東葛6市	松戸市	232,391	0.9	20.6	74.5
	野田市	75,767	3.0	29.6	64.6
	柏市	183,015	1.6	20.4	74.8
	流山市	73,353	1.2	20.2	76.1
	我孫子市	62,945	1.6	19.6	75.6
	鎌ヶ谷市	49,893	2.1	24.3	71.1
6市計		677,364	1.5	21.7	73.5
(参考) 順位		7	4	11	9
出典		国勢調査	国勢調査	国勢調査	国勢調査
年次		2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年	2005(H17)年
備考					

医療・福祉

- ・人口1万人あたり病床数は、指定都市平均を下回る91.4で比較対象都市の中で15番目、首都圏では千葉市に次いで2番目となっている。
- ・人口10万人あたり保育所数は、指定都市平均を下回る8.8で比較対象都市の中で17番目、首都圏では4番目となっている。
- ・65歳以上人口1万人あたりの介護老人福祉施設の定員数は、指定都市平均を下回る116で比較対象都市の中で15番目、首都圏では千葉、横浜に次いで3番目となっている。

	市名	病院・診療所 病床数	人口1万人 あたり 病床数	保育所		人口10万人あ たり保育所数	介護老人福祉 施設定員数	65歳以上人口1万 人あたり介護老人 福祉施設定員数
				施設数	在所見数			
政令 指定都市	札幌市	46,278	246.0	182	17,566	9.7	3,589	110
	仙台市	13,892	135.5	114	11,050	11.1	1,936	120
	さいたま市	8,476	72.1	105	10,170	8.9	1,624	87
	千葉市	10,038	108.6	90	10,414	9.7	1,910	125
	横浜市	29,158	81.5	330	30,796	9.2	7,588	126
	川崎市	10,972	82.7	115	11,716	8.7	2,186	113
	新潟市	12,096	148.6	197	18,319	24.2	3,014	180
	静岡市	8,698	121.9	101	11,905	14.2	2,170	144
	浜松市	10,311	128.2	78	8,461	9.7	2,495	156
	名古屋市	28,117	126.9	277	32,569	12.5	4,815	118
	京都市	24,639	167.1	252	26,589	17.1	3,869	132
	大阪市	36,033	137.1	341	40,912	13.0	7,743	146
	堺市	13,844	166.6	95	12,209	11.4	1,990	129
	神戸市	19,851	130.1	173	18,674	11.3	4,225	138
	広島市	17,268	149.6	153	20,666	13.3	2,828	145
北九州市	21,450	215.9	158	16,936	15.9	2,836	128	
福岡市	24,650	175.9	166	25,217	11.8	2,794	131	
(参考)	指定都市平均	19,751	140.8	172	19,069	12.5	3,389	131
東葛6市	松戸市	3,315	70.1	45	5,264	9.5	746	97
	野田市	1,708	112.9	13	1,799	8.6	423	160
	柏市	4,504	118.2	28	3,366	7.3	823	132
	流山市	1,020	66.8	17	1,694	11.1	258	99
	我孫子市	741	56.5	14	1,594	10.7	254	108
	鎌ヶ谷市	1,433	139.4	6	830	5.8	190	107
6市計		12,721	91.4	123	14,547	8.8	2,694	116
(参考)	順位	12	15	11	11	17	11	15
出典	医療施設調査	医療施設調査 より作成	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査より作成	社会福祉施設 等調査	社会福祉施設 等調査より作成	社会福祉施設 等調査より作成
年次	2005(H17)年	2005(H17)年	2005	2005	2005	2005	2005	2005
備考	柏市は旧沼南町 を含む	柏市は旧沼南町 を含む						

社会基盤

- ・人口1人あたり都市公園面積は、指定都市平均を下回る 5.09 m²で比較対象都市の中で13番目、首都圏では千葉市に次いで2番目となっている。
- ・下水道普及率は、比較対象都市のほとんどが90%を越えているのに対し、構成市の下水道普及率は40%台から80%台であり、本地域の下水道普及率は他の政令指定都市と比較した場合、低い水準にあると考えられる。
- ・市道の舗装率は、比較対象都市では68.5%から98.3%の範囲にある一方、構成市では86.3%で比較対象都市の中で11番目、首都圏では横浜、川崎に次いで3番目となっている。
- ・市道の改良率(改良済(車道幅員5.5m以上)の道路延長の割合)は、比較対象都市では53.3%から83.9%の範囲にある一方、構成市では63.0%で比較対象都市の中で10番目、首都圏では川崎、横浜に次いで3番目となっている。

	市名	都市公園面積 (ha)	人口1人あたり都市公園面積 (m ²)	下水道普及率	市道道路延長 (m)	市道舗装率 (%)	改良率 (%)
政令指定都市	札幌市	2,009.7	10.68	99.5%	5,140,154	78.0%	78.0%
	仙台市	1,230.4	12.00	97.2%	2,987,033	93.3%	81.7%
	さいたま市	583.2	4.96	81.3%	3,873,717	81.3%	59.9%
	千葉市	800.1	8.66	95.9%	3,048,578	86.0%	53.4%
	横浜市	1,621.7	4.53	99.7%	7,171,231	98.3%	69.5%
	川崎市	488.5	3.68	99.1%	2,339,128	87.9%	75.4%
	新潟市	629.3	7.73	67.6%	6,015,000	-	-
	静岡市	383.3	5.37	70.2%	2,590,470	94.4%	79.0%
	浜松市	516.5	6.42	71.4%	3,903,766	91.8%	59.8%
	名古屋市	1,490.0	6.73	98.2%	5,840,956	97.1%	79.6%
	京都市	604.0	4.10	99.1%	2,901,205	87.3%	55.0%
	大阪市	921.8	3.51	100.0%	3,572,817	92.7%	83.9%
	堺市	647.3	7.79	88.8%	1,763,282	98.4%	-
	神戸市	2,501.0	16.40	98.4%	5,254,141	68.5%	53.3%
	広島市	893.7	7.74	92.4%	3,675,132	92.9%	67.7%
北九州市	1,099.9	11.07	99.8%	3,680,258	90.8%	58.4%	
福岡市	1,200.4	8.57	99.4%	3,481,268	96.8%	72.2%	
(参考) 指定都市平均		1,036.5	8.01	-	-	-	-
東葛6市	松戸市	151.7	3.21	75.3%	1,073,483	96.9%	72.9%
	野田市	175.5	11.60	49.6%	1,023,414	77.1%	48.2%
	柏市	189.9	4.98	83.9%	1,366,428	81.0%	68.8%
	流山市	79.2	5.19	61.2%	582,612	91.3%	63.1%
	我孫子市	89.4	6.81	76.7%	518,115	87.7%	65.3%
	鎌ヶ谷市	22.1	2.15	46.9%	222,129	93.8%	41.9%
6市計		707.8	5.09	-	-	86.3%	63.0%
(参考) 順位		11	13	-	-	13	10
出典	地域経済総覧	地域経済総覧より作成	日本下水道協会資料	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成	公共施設状況調査、市町村公共施設状況調査より作成
年次	2005年(H17)3月末	面積:2005年(H17)3月末 人口:2005年(H17)国勢調査人口	2006(H18)年3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末	指定都市:2006(H18)年4月1日 6市:2005年(H17)3月末
備考			下水道普及率は、下水道利用人口/総人口、は四捨五入の結果100となっていることを示す。	新潟市、浜松市、堺市は各市統計書より。時点は新潟市(平成17年度末)、浜松市(平成17年4月1日)、堺市(平成18年4月1日現在)。			

行財政

- ・財政構造の弾力性を示す経常収支比率は指定都市平均よりも比率が低い（より財政の弾力性がある）90.2%で、比較対象都市の中では6番目に位置し、首都圏ではさいたま市、川崎市に次いで3番目となっている。
- ・公債費による財政負担の度合いを示す実質公債費比率、起債制限比率はともに、いずれの市においても指定都市平均の値よりも比率が低く、既存の政令指定都市と比較して相対的に公債費に依存しない財政運営が行われているといえる。
- ・1人当たり地方債現在高は、比較対象都市では29.9万円から115.1万円の範囲（単純平均で68.0万円）にあるのに対し、構成市は6市全体で26.9万円となっており、比較対象都市よりも小さい値となっている。
- ・地方交付税算定上の財源の余裕度を示す財政力指数は、0.64から1.02の範囲にあるのに対し、構成市は0.77から0.97の範囲にある。

	市名	経常収支比率 (%)	実質公債費比 率 (%)	起債制限比率 (%)	地方債現在高 (100万円)	1人当たり地方 債現在高(万 円)	財政力指数
政令 指定都市	札幌市	96.5	14.0	14.8	1,042,754	55.8	0.67
	仙台市	95.9	18.9	19.0	707,344	70.8	0.81
	さいたま市	84.9	12.2	9.9	351,027	29.9	0.97
	千葉市	94.8	23.0	15.8	679,854	75.1	0.97
	横浜市	93.6	23.3	14.2	2,341,823	66.1	0.93
	川崎市	85.8	17.9	12.3	881,985	68.1	1.02
	新潟市	87.4	-	10.9	346,052	43.0	0.67
	静岡市	81.1	15.2	12.6	323,818	45.4	0.87
	浜松市	83.0	-	11.4	314,378	40.0	0.84
	名古屋市	95.3	21.0	16.9	1,708,085	79.6	0.97
	京都市	93.5	18.0	12.1	1,065,263	76.5	0.67
	大阪市	101.7	17.4	14.8	2,884,335	115.1	0.87
	堺市	94.9	-	11.7	279,678	33.7	0.77
	神戸市	97.5	24.0	24.2	1,394,719	93.1	0.64
	広島市	96.0	21.1	14.9	892,229	78.2	0.77
北九州市	91.3	11.6	9.5	849,874	85.9	0.64	
福岡市	91.1	21.9	18.1	1,346,125	99.5	0.79	
(参考)	指定都市平均	94.3	19.1	15.2	-	68.0	0.83
東葛6市	松戸市	89.7	13.8	12.1	110,100	23.5	0.92
	野田市	86.7	14.9	8.9	43,941	28.9	0.89
	柏市	90.4	17.0	13.3	129,560	34.3	0.97
	流山市	87.3	13.6	10.6	39,611	25.9	0.90
	我孫子市	95.7	10.2	8.4	27,026	20.5	0.92
	鎌ヶ谷市	94.4	16.7	8.9	23,669	22.8	0.77
6市平均	90.2	-	-	62,318	26.9	-	
(参考)	順位	6	-	-	-	-	-
出典	市町村決算状況調				市町村決算状況 調	市町村決算状況 調、住民基本台帳	市町村決算状況 調
年次	2005(H17)年度				2005(H17)年度	2005(H17)年度末	2005(H17)年度
備考	指定都市平均は加重平均(総務省WEBサイトより)。					指定都市平均は1人当 り額の単純平均	指定都市平均は単純平均 (総務省WEBサイトより)。

(2) 合併し政令指定都市に移行した場合の財政規模等の大まかな試算

合併し政令指定都市に移行した場合の財政規模等の概略を把握するために、合併による経費削減効果と、政令指定都市移行による変化について、大まかな試算を行った。

合併による経費削減効果について

- 1 人件費関連（職員数など含む）

特別職（常勤の主たる職。公営企業管理者や非常勤（行政委員会委員）など除く）

- ・ 6市が合併して1市となった場合、現在と比較し、約1.8億円（年額）の歳出減が見込まれる。

平成19年4月1日現在の定数及び給料

市長 (人)	副市長 (人)	教育長 (人)	給料計(千円) (月額×16.45ヶ月)
1	2	1	58,069
1	1	1	41,997
1	2	1	53,314
1	1	1	40,747
1	1	1	36,749
1	1	1	39,233
6	8	6	270,109

期末・勤勉手当は4.45ヶ月分と仮定。そのため、月額給料に16.45ヶ月を乗じて算出。

仮に合併し、政令指定都市へ移行した場合

市長 (人)	副市長 (人)	教育長 (人)	給料計(千円) (月額×16.45ヶ月)
1	3	1	86,881
		差額	183,228

算定条件等

- ・ 市長、副市長の給料は、合併後、新市の人口（139万人）と近似する福岡市（人口140万）、川崎市（人口132万）の単純平均に合わせると仮定。

市長：月額1,273,000円、副市長（1人あたり）：月額1,043,000円（平成17年度決算状況調より）

- ・ 教育長の給料については、条例において額が特定されている福岡市の例を用いた（川崎市は行政職給料表より教育委員会が定める額とされている）

教育長：月額880,000円

- ・ 副市長の定数は、福岡市、川崎市の例（下記参照）をもとに「3」と仮定。

川崎市：3人、福岡市：3人

一般職員（一般行政部門に属する職員）

- ・職員数については、一般的に合併に伴うスケールメリットの発揮により、総務部門等を中心に人員削減効果が顕れると考えられるが、同時に、政令指定都市への移行に伴う権能の増加等に伴い、合併し、政令指定都市へ移行した場合において、削減効果が大きく顕れない、あるいは概ね現状程度となる可能性がある。
- ・政令指定都市移行後の職員数を考えるにあたり、既存の政令指定都市の人口1万人あたりの職員数をもとに、東葛6市の人口規模を運営するために必要な職員数を算出すると以下のような結果となる（下表）。

全国の政令指定都市の人口1万人あたり職員数との比較（一般行政部門）

	H18.3.31 住 基人口	H18.4.1 一般行 政部門職員数	人口1万人あた り職員数(一般 行政)	東葛6市の人口に 比率を当てはめた 場合の職員数	東葛6市の 一般行政部 門職員数	人口規模補正 後の各市と東葛 6市の一般行政 部門職員数比 率
札幌市	1,869,180	7,272	38.90	5,402	6,224	86.8%
横浜市	3,544,104	14,133	39.88	5,537		89.0%
福岡市	1,352,221	5,773	42.69	5,928		95.2%
仙台市	998,402	4,455	44.62	6,195		99.5%
さいたま市	1,173,418	5,255	44.78	6,218		99.9%
静岡市	713,333	3,219	45.13	6,266		100.7%
堺市	830,175	4,029	48.53	6,738		108.3%
千葉市	905,199	4,440	49.05	6,810		109.4%
広島市	1,141,304	5,826	51.05	7,088		113.9%
北九州市	989,830	5,335	53.90	7,483		120.2%
京都市	1,392,746	8,142	58.46	8,117		130.4%
名古屋市	2,145,208	12,627	58.86	8,173		131.3%
神戸市	1,498,805	9,081	60.59	8,412		135.2%
川崎市	1,294,439	8,034	62.07	8,617		138.4%
大阪市	2,506,456	19,448	77.59	10,773		173.1%
計	22,354,820	117,069	52.37	7,271		

(参考)内訳

松戸市	1,951
野田市	805
柏市	1,722
流山市	653
我孫子市	619
鎌ヶ谷市	474
計	6,224
人口1万人あたり職員数	44.8

政令指定都市のデータは、総務省「類似団体別職員数の状況（平成18年4月1日現在）」（平成19年3月まとめ）による。

また、人口あたり職員数をもとに一般行政部門の職員数比較を行う方法は、上記の類似団体比較の発想に基づく。

ここでは一般行政部門を比較対象としている（普通会計部門のうち、教育、消防については比較対象としていない。合併による職員合理化になじまない。また、教育部門については市立高校・大学の設置など、個々の状況により差が大きい。）

一部事務組合職員数については、ここでは勘案していない。

- ・この結果をみると、既存の政令指定都市並みの配置で運営を行う場合、札幌市、横浜市、福岡市並みとする場合は5～10%程度的人员減による運営となる一方、全政令指定都市の平均並みとする場合は15%程度的人员増が必要になることとなり、一概に職員数が増加するか、減少するかを判断することは困難である。
- ・実際の運用としては、合併し規模を拡大した方が、総務部門をはじめ、人員の効率化を行いやすいことが見込まれることから、効率化に伴い職員の再配置を実施し、権能の増加に対応していく他、保健所や児童相談所など、新たに設置することとなる分野で働く職員については、県から受け入れる人員と同程度の人数を、他機能において削減（合併効果）して対応し、職員の増加、人件費の増加につながらないような取り組みを実施していくことも考えられる。
- ・そこで、本研究会では、上記のような取り組みにより、職員数は現状維持程度となると仮定することとする。ただし、合併と政令指定都市への移行による影響とは別に、引き続き事務事業の再編や民間委託の推進、定員管理の見直し等を行うことにより、職員数が削減できる可能性はある。
- ・なお、個別の分野ごとには職員数の増減があると考えられ、主に議会、総務などの部門では、効率化に伴う削減が可能になると予想される一方、権能の増加等により、商工、土木などの部門では増員が必要となると考えられる（詳細については別紙参照）。

市議会議員

- ・言うまでもなく、市議会議員は民主主義の根幹を為すと言える存在であり、人数の減少を「効果」と表現する点については、十分な留意が必要である。ここでは、あくまで機械的に経費削減効果のみに着目して算出したものである。
- ・6市が合併して1市となった場合、現在と比較し、約6億円（年額）の歳出減が見込まれる。

平成19年4月1日現在の定数及び報酬

	議長 (人)	副議長 (人)	他の議 員(人)	議員定 数	報酬計(千円) (月額×16.45ヶ月)
松戸市	1	1	44	46	449,743
野田市	1	1	30	32	239,167
柏市	1	1	34	36	341,140
流山市	1	1	26	28	213,850
我孫子市	1	1	26	28	209,244
鎌ヶ谷市	1	1	25	27	192,630
合計	6	6	185	197	1,645,773

合併特例を考慮しない定数

期末・勤勉手当は4.45ヶ月分と仮定。そのため、月額給料に16.45ヶ月を乗じて算出。

仮に合併し、政令指定都市へ移行した場合

	議長 (人)	副議長 (人)	他の議 員(人)	議員 定数	報酬計(千円) (月額×16.45ヶ月)
新市	1	1	70	72	1,041,038
			差	125	604,735

算定条件等

- ・報酬は、合併後、新市の人口（139万人）と近似する福岡市（人口140万）、川崎市（人口132万）の単純平均に合わせると仮定。

議長：月額1,070,000円、副議長：月額965,000円、他の議員：月額865,000円

- ・議員定数は、地方自治法第91条に基づき、人口130万～170万の場合の上限数「72人」と仮定。

なお、新市の人口（139万人）と近似する他政令指定都市の条例定数は以下のとおり。

福岡市（人口140万）： 63人、川崎市（人口132万）： 63人

- 2 その他の費目について

- ・ 合併による経費削減効果については、人件費の他、投資的経費、物件費、補助費などにおいても顕れることが考えられるが（例えば、既存の公共施設の整理統合や、重複投資の回避等）、合併後のまちづくり等に係る諸状況が全く白紙である現時点でこれらの効果を概算することは困難であるため、本研究会においては試算を行わない。

政令指定都市移行による変化

- 1 先行政令指定都市との人口一人あたり歳入・歳出額の比較

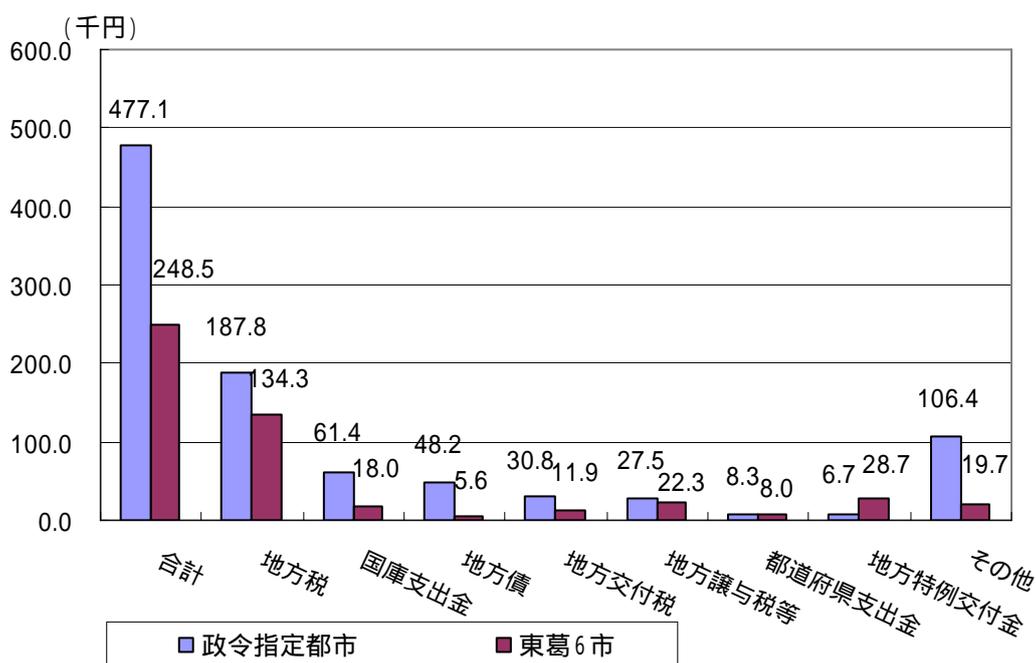
先行政令指定都市と構成 6 市の財政規模の違いを大まかに把握するために、人口一人あたりの歳入・歳出額の比較を行った。

なお、以下の比較は財政規模の違いを大まかに把握するために行うものである。各市の歳入・歳出規模は各市の財源基盤、産業構造、行政需要、行政サービス水準等により異なり、先行の政令指定都市の歳入・歳出規模と政令指定都市移行後の構成 6 市の歳入・歳出規模が必ずしも同規模になることを示すものではないことに留意が必要である。

人口一人あたり歳入額

- ・人口一人あたり歳入額は、政令指定都市が 47.7 万円であるのに対し、構成 6 市は 24.9 万円で、政令指定都市の人口一人あたり歳入額は構成 6 市の約 1.9 倍となっている。
- ・内訳を見ると、政令指定都市と構成 6 市の人口一人あたりの歳入額の差額が、地方税（5.4 万円）、国庫支出金（4.3 万円）、地方交付税（1.9 万円）で多くなっていることがわかる。

人口一人あたり歳入額の比較（平成 17 年度決算）



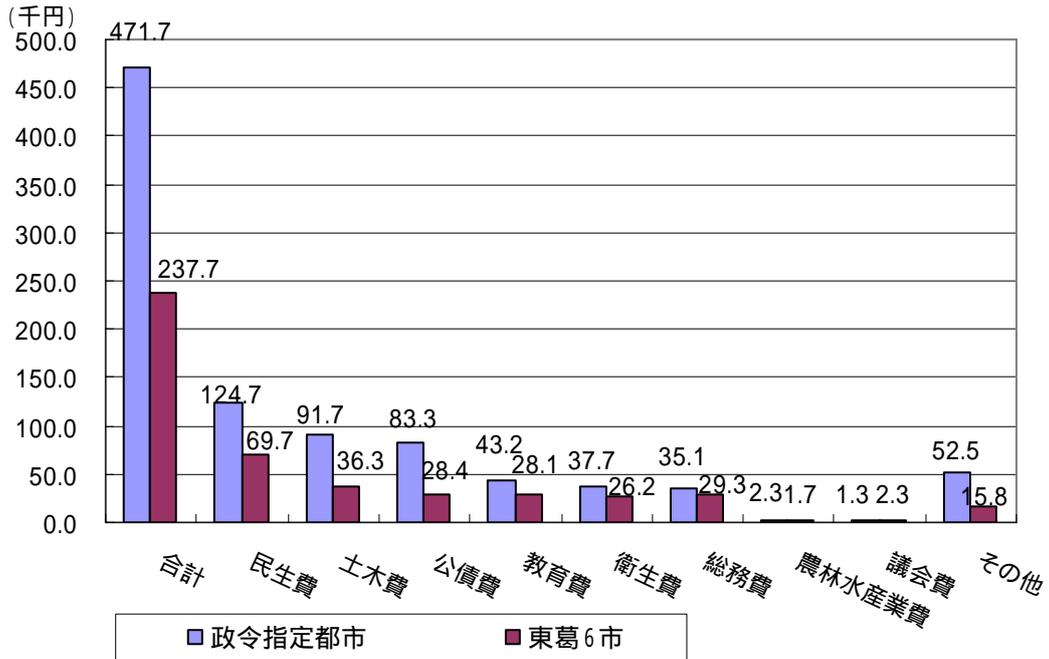
注：政令指定都市は平成 17 年度までに政令指定都市に移行した 14 市

資料：決算市町村決算状況調（平成 17 年度）より作成

人口一人あたり歳出額

- ・人口一人あたり歳出額は、政令指定都市が 47.2 万円であるのに対し、構成 6 市は 23.8 万円で、政令指定都市の人口一人あたり歳出額は構成 6 市の約 2 倍となっている。
- ・内訳を見ると、政令指定都市と構成 6 市の人口一人当たりの歳出額の差額が、民生費、（5.5 万円）、土木費（5.5 万円）、公債費（5.5 万円）で多くなっていることがわかる。

人口一人あたり歳出額の比較（平成 17 年度決算）



注：政令指定都市は平成 17 年度までに政令指定都市に移行した 14 市

資料：決算市町村決算状況調（平成 17 年度）より作成

- 2 歳入

地方税

- ・地方税については、現行制度においては、政令指定都市への移行による大幅な変化はない。
- ・ただし、6市で合併することに伴い、事業所税が課されることとなり、現在非課税となっている野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市の各地域においては、歳入が増加することが考えられる。
- ・事業所税は、事業所床面積、従業者給与総額を課税標準として課税されるものであるが、ここでは事業所数を用いて上記4市の事業所税収入額を概算で試算すると、11億円程度の歳入増となる可能性がある。

	事業所数 (2004年)	事業所税収入 済額 (H18年度) (千円)	1事業所あ たり (千円)
松戸市	14,009	924509	-
柏市	11,172	984530	-
合計	25,181	1,909,039	75.8

同様の比率で収入が見込まれると仮定した場合

	事業所数 (2004年)
野田市	4,930
流山市	3,896
我孫子市	3,142
鎌ヶ谷市	3,021
4市合計	14,989

事業所税収入額(試算)

$$75.8(\text{千円}) \times 14989$$

$$= 1,136,356 \quad (\text{千円})$$

参考 事業所税について (総務省ホームページより)

意義： 事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税。

課税団体： 全国70団体(平成19年4月1日以降)。政令指定都市は全て該当。また、人口30万人以上の市なども対象(松戸市、柏市では課税)。

納税義務者等：

区分	納税義務者	課税標準	税率	免税点
資産割	事業者	事業所床面積	600円/m ²	1,000m ²
従業者割	"	従業者給与総額	100分の0.25	100人

用途： 次に掲げる事業に要する費用。

- (ア) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (イ) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (ウ) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業

- (エ) 河川その他の水路の整備事業
- (オ) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (カ) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (キ) 公害防止に関する事業
- (ク) 防災に関する事業
- (ケ) その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

国・県支出金

- ・移譲事務の詳細が未定である現段階での経費推計には制約があるため、近年、政令指定都市に移行し、かつ移行翌々年までの決算が出ている（移行年度のみでは特異性がある可能性があるため）さいたま市と静岡市の例について、以下のような整理を行った。
- ・2市のうち、静岡市は政令指定都市に移行する前に中核市に移行していた影響がある可能性があるため、ここではさいたま市並の変化が生じるという仮定のもとに試算を行った。
- ・この仮定の場合、国庫支出金については約140億円（年間）の増加の可能性もある。なお、県支出金については、移譲事務や、県単補助事業の扱い等の動向による影響が大きいいため、試算対象から除くこととし、さいたま市、静岡市の傾向のみを示している。

さいたま市(政令指定都市移行:平成15年4月1日)

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
平成14年度	23,859,293	10,661,833	1,038,100
平成15年度	33,402,012	5,865,651	1,047,902
平成16年度	35,304,255	5,107,010	1,054,564

参考 平成17年度 42,444,120 6,613,285

人口1人あたり

国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)
23	10.3
31.9	5.6
33.5	4.8

1万円上昇 5千円減少

静岡市(政令指定都市移行:平成17年4月1日)

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
平成16年度	24,237,700	6,166,087	701,735
平成17年度	27,661,546	7,385,886	713,333
平成18年度	28,496,560	7,726,073	711,882

人口1人あたり

国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)
34.5	8.8
38.8	10.4
40	10.9

5千円上昇 2千円上昇

各市の状況により、各種事業や移譲事務の内容は異なり、さらに三位一体改革の影響等も加味すべきであり、単純な比較は行えないが、仮にさいたま市並みの変化が生じた場合…

	国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)	年度末の住基 人口(人)
合併前 単純計 (平18決算)	28,560,428	11,994,141	1,397,790
松戸市	11,472,851	4,101,051	470,765
野田市	3,375,061	1,451,673	152,968
柏市	7,041,968	3,131,676	381,999
流山市	2,580,665	1,409,711	154,196
我孫子市	2,274,232	1,076,272	133,541
鎌ヶ谷市	1,815,651	823,758	104,321
政令指定都市移行後 (仮定)	42,538,328	試算対象外	1,397,790

差 13,977,900

人口1人あたり

国庫支出金 (千円)	県支出金(千 円)
20.4	8.6
24.4	8.7
22.1	9.5
18.4	8.2
16.7	9.1
17	8.1
17.4	7.9
30.4	試算対象外

人口一人
あたり1万円
増と仮定

宝くじ販売収益金

- ・約 45 億円程度の歳入増となることが想定される。ただし、本地域での宝くじ発売額の状況や、千葉県との協議（現在、県に配分されているものが市への配分となる）の結果により、この額は変化することが考えられるため、あくまで目安の額である。

平成 17 年度における千葉市の人口あたり宝くじ販売収益金（3246 円）に、6 市の合計人口を乗じて算出。

- ・なお、政令指定都市移行に伴い、千葉県から交付される地域振興宝くじ収益金の運用を図る機関である財団法人千葉県市町村振興協会における貸付等の利用はできなくなるものと考えられる。
- ・また、歳出において、宝くじ事務協議会負担金の発生が想定される。

道路特定財源の譲与及び交付金

- ・以下の 4 項目について、合計 億円程度の歳入増が想定される。
作業中（後掲の普通交付税の算定結果を踏まえ算出予定）

地方道路譲与税のうち政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道分

本来の譲与基準： 政令指定都市については、地方道路譲与税の 100 分の 43 に相当する額を一般国道及び都道府県道で政令指定都市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与。（按分に用いる道路延長は人口補正により、面積は道路の種別補正及び人口補正により補正）

試算結果：

石油ガス譲与税

本来の譲与基準： 政令指定都市については、一般国道及び都道府県道で政令指定都市が管理するものの延長及び面積に按分して譲与。（按分に用いる道路延長及び面積は、普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率により補正）

試算結果：

軽油引取税の政令指定都市に対する交付

本来の交付基準： 政令指定都市を包括する道府県は、軽油引取税額に 10 分の 9 を乗じて得た額に当該政令指定都市の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積を当該道府県の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積で除して得た数を乗じて得た額を当該政令指定都市に対して交付する。（道路の面積は当該道路の幅員にその延長を乗じて算定。ただし、幅員による道路の種別、平均交通量等により補正。）

試算結果：

自動車取得税のうち政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道分

本来の交付基準： 政令指定都市については、自動車取得税額の 95% の額の 10 分の 3 に相当する額に、都道府県の区域内に存し、都道府県又は政令指定都市が管理する一般国道及び都道府県道の延長及び面積のうち、政令指定都市の区域内に存する道路の延長及び面積の占める割合を乗じて得た額を政令指定都市に対して交付。（道路延長は人口補正により、面積は道路の種別補正及び人口補正により補正）

試算結果：

地方交付税（普通交付税）

- ・基準財政需要額については、都道府県からの移譲事務に応じ、関係費目において経費を割増して算定される。
- ・基準財政収入額については、政令指定都市のみに配分される譲与税・交付金、政令指定都市以外の市町村と配分基準が異なる譲与税・交付金について各々の制度内容に応じて算定される。
作業中（普通交付税の影響額の試算については、千葉県のご協力を得て試算を検討中）

- 3 歳出

国・県道の維持管理等

- ・歳入側で試算した「道路特定財源の譲与及び交付金」と同額程度の約 億円と考えられる。
作業中（普通交付税の算定結果を踏まえ算出予定）

一級・二級河川維持管理

- ・河川管理については、近年移行した市のうち、浜松市では「河川管理事務における財源措置を含め必要な財政的支援を行う。」としており、また新潟市では「市の政令指定都市移行時には移譲を行わないこととし、今後、継続して（県と市が）協議を進める。」としている（いずれも各市資料より）。
- ・東葛地域においては、県が管理する河川として、手賀沼などがあるが、これらのうち、移譲される事務の状況によっては、相当の歳出増となることが見込まれる。ただし、この額については、現段階では試算が困難である。なお、これらについては基準財政需要額の算定において考慮され、交付税措置されることも期待される。
- ・なお、利根川、江戸川、利根運河の管理については国の事務であり、政令指定都市移行に伴い市へ移譲されるものではないと考えられる。

民生、保健衛生

- ・移譲事務の詳細が未定である現段階での経費推計には制約があるため、近年、政令指定都市に移行し、かつ移行翌々年までの決算が出ている（移行年度のみでは特異性がある可能性があるため）、さいたま市と静岡市の例について、以下のような整理を行った。
- ・2市のうち、静岡市は政令指定都市に移行する前に中核市に移行していた影響がある可能性があるため、ここではさいたま市並の変化が生じるという仮定のもとに試算を行った。
- ・この仮定の場合、民生費については約210億円（年間）、衛生費については約140億円（年間）の増加の可能性もある。

さいたま市(政令指定都市移行：平成15年4月1日)

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
平成14年度	61,460,257	30,756,571	1,038,100
平成15年度	73,366,492	35,382,355	1,047,902
平成16年度	78,243,234	42,300,318	1,054,564

参考 平成17年度 90,286,786 39,273,944

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
59.2	29.6
70	33.8
74.2	40.1

1万5千円上昇

1万円上昇

静岡市(政令指定都市移行：平成17年4月1日)

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
平成16年度	56,295,537	20,231,842	701,735
平成17年度	58,297,040	20,994,825	713,333
平成18年度	58,672,520	20,087,350	711,882

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
80.2	28.8
81.7	29.4
82.4	28.2

2千円上昇

変化なし

各市の状況により、歳出の変化は異なり、さらに高齢化の進展等の要素も大きいため、単純な比較は行えないが、仮にさいたま市並みの変化が生じた場合…

	民生費(千円)	衛生費(千円)	年度末の住基人口(人)
合併前 単純計 (平18決算)	101,155,832	36,015,338	1,397,790
松戸市	37,161,451	13,167,252	470,765
野田市	11,113,337	4,086,035	152,968
柏市	26,499,629	9,481,448	381,999
流山市	9,932,126	3,768,549	154,196
我孫子市	9,209,397	2,737,952	133,541
鎌ヶ谷市	7,239,892	2,774,102	104,321

人口1人あたり

民生費(千円)	衛生費(千円)
72.4	25.8
78.9	28
72.7	26.7
69.4	24.8
64.4	24.4
69	20.5
69.4	26.6

政令指定都市移行後 (仮定)	122,122,682	49,993,238	1,397,790
-------------------	-------------	------------	-----------

87.4	35.8
------	------

差 20,966,850 13,977,900

差額合計 34,944,750

民生費は人口一人あたり1万5千円増、衛生費は1万円増と仮定

その他

- ・指定都市市長会のまとめた「大都市の特例に基づく財政需要」における全国の政令指定都市の実績（中間報告 p.17）を見ると、政令指定都市移行により大きな変化が見られるのは、上述の土木（国・県道の維持管理等）、民生、保健衛生である。その他の歳出については、若干の増加、あるいは変化なしと想定される。

2. 共通項目・つながりの整理について

本地域内での各市の間での共通項目・つながりを把握するため、交通基盤、合併等の経緯、日常生活圏（通勤圏、通学圏、商圈）について整理を行った。

（1）交通基盤

交通基盤については、以下のような道路・鉄道により各市が結ばれている。

本地域を通過する主要な交通基盤と通過する構成市は以下のとおり。

道路、鉄道

【放射線状の結びつき】

< 鉄道 >

常磐線 : 松戸市, 柏市, 我孫子市

つくばエクスプレス : 流山市, 柏市

北総線 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

< 道路 >

国道 6 号 : 松戸市, 柏市, 流山市, 我孫子市

常磐自動車道 : 流山市, 柏市

国道 464 号 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

【環状の結びつき】

< 鉄道 >

武蔵野線 : 流山市, 松戸市

流山電鉄 : 流山市, 松戸市

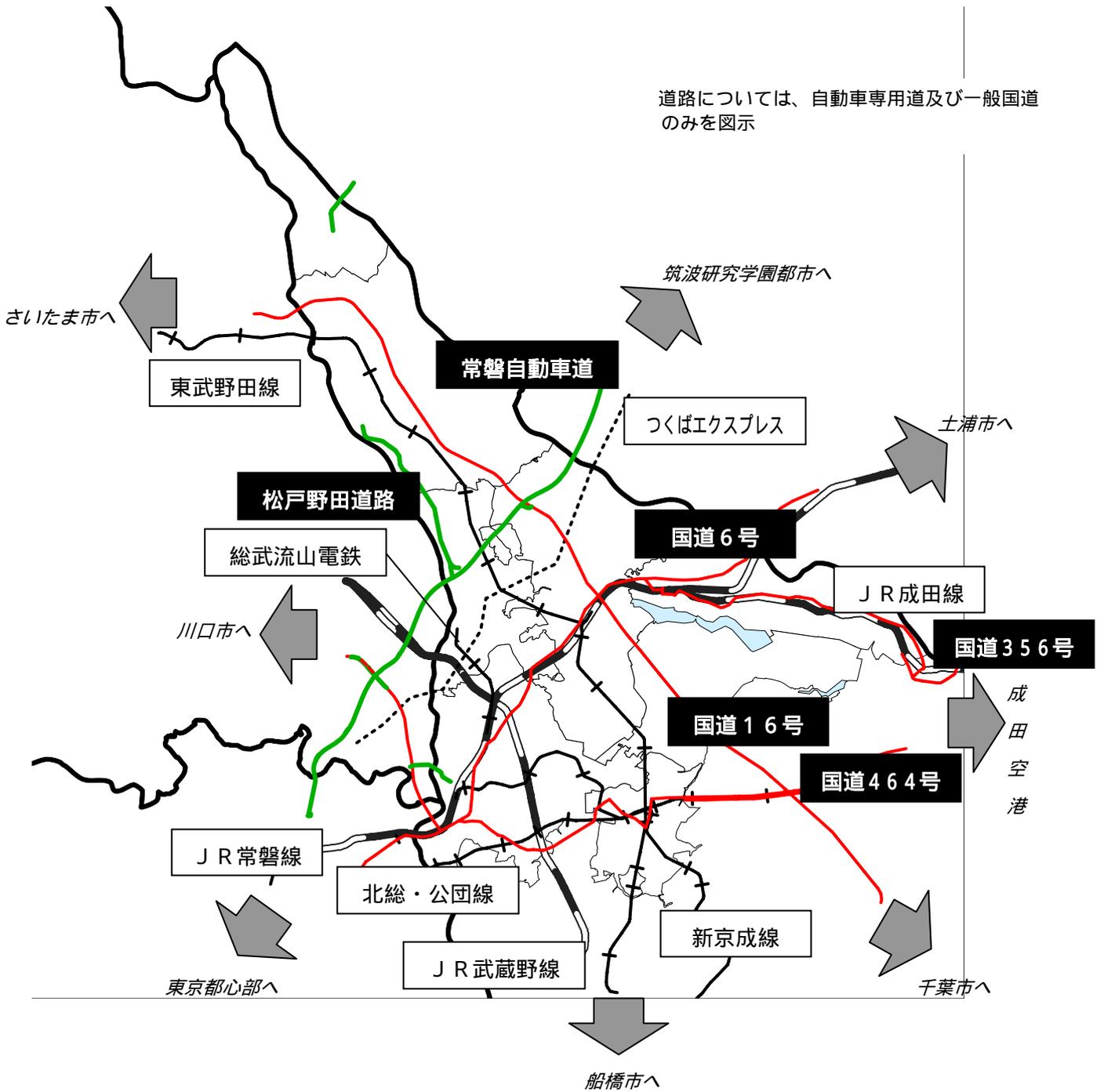
新京成電鉄 : 松戸市, 鎌ヶ谷市

東武野田線 : 野田市, 流山市, 柏市, 鎌ヶ谷市

< 道路 >

国道 16 号 : 野田市, 柏市

(参考) 主な交通基盤の状況



出典) 東葛市町広域行政連絡協議会「広域連携のあり方に関する調査報告書」(平成15年3月)

(2) 合併等の経緯

6市の1912(大正元)年から2006(平成18)年3月31日までの間の廃置分合、境界変更、名称変更の経緯について、以下に示す。

沿革の右欄に示す面積、人口は配置分合、境界変更による増減分の値。

【松戸市】

松戸市			
施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭18. 4. 1	東葛飾郡松戸町 1) 2)	...	24,446
"	" 馬橋村	...	3,568
"	" 高木村	...	4,853
" 29.10.15	東葛市(現柏市)の一部(旧小金町)を編入	8.0	7,139
" 31. 4. 1	東葛飾郡沼南村の一部を編入	0.7	151
}			
	松戸市になる		
1) 昭 8. 4. 1	明村が松戸町に合併	...	5,988
2) " 13. 4. 1	八柱村が松戸町に合併	...	3,709

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	61.33	472,579

【野田市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭25. 5. 3	東葛飾郡野田町	...	24,028
"	" 旭 村	...	5,399
"	" 七福村	...	4,115
"	" 梅郷村	...	4,694
" 26. 1. 1	東葛飾郡川間村の一部を編入	0.02	51
" 32. 4. 1	" 川間村	17.8	6,706
"	" 福田村	17.9	5,005
}			
	野田市になる		
昭30. 7.20	(旧東葛飾郡関宿町) 東葛飾郡関 宿 町	7.4	3,338
"	" 木間ヶ瀬村	12.0	5,008
"	" 二 川 村	9.8	5,752
平15. 6. 6	東葛飾郡関宿町を合併	29.8	31,275

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	103.54	151,240

【柏市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭29. 9. 1	東葛飾郡柏 町 3)	18.6	21,081
	" 土 村 4)	16.0	5,100
	" 田中村	26.0	7,997
	" 小金町 4)	9.0	7,326
" 29.10.15	一部の地域(旧小金町)が松戸市へ	8.0	7,139
" 29.11. 1	東葛飾郡富勢村の一部を合併	10.3	4,108
" 29.11.15	東葛飾郡を柏市に改称	71.9	38,473
" 30. 3.31	一部の地域が東葛飾郡我孫子町へ	0.4	202
" 31. 4. 1	東葛飾郡我孫子町の一部を編入	0.0	15
" 31. 4. 1	一部の地域が東葛飾郡我孫子町へ	0.6	11
" 44.11. 1	一部の地域が流山市へ (旧東葛飾郡沼南町)	0.0	12
昭30. 3.30	東葛飾郡風早村 } 沼南村になる " 手賀村 }	21.1	5,595
" 31. 4. 1	一部の地域が松戸市へ	0.7	151
" 39. 2. 1	東葛飾郡沼南村が沼南町になる	42.5	11,849
平17. 3.28	東葛飾郡沼南町を合併	41.99	45,927

3) 大15. 9.15	千代田村が柏町になる	...	5,394
4) 昭 4.10.12	小金町の一部と土村の一部交換

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	114.90	380,963

【流山市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭26. 4. 1	東葛飾郡流山町 } " 八木村 } (旧江戸川町) " 新川村 }	7.2	7,429
" 27. 1. 1	東葛飾郡江戸川町が流山町に改称	14.2	5,539
" 42. 1. 1	東葛飾郡流山町が流山市になる	13.5	5,369
" 44.11. 1	柏市の一部を編入	34.9	18,337
		35.3	39,168
		0.0	12

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	35.28	152,641

【我孫子市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭29.11.1	東葛飾郡富勢村の一部を合併	5.1	2,023
" 30. 3.31	柏市の一部を編入	0.4	202
" 30. 4.29	東葛飾郡我孫子町	24.3	15,432
	" 湖北村 } 我孫子町になる	12.6	5,373
	" 布佐町 }	7.3	4,162
" 31. 4. 1	一部の地域が柏市へ	0.0	15
" 31. 4. 1	柏市の一部を編入	0.6	11
" 45. 7. 1	東葛飾郡我孫子町が我孫子市になる	44.1	33,216

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	43.19	131,205

【鎌ヶ谷市】

施行年月日	沿革	面積 (Km ²)	人口
昭33. 8. 1	東葛飾郡鎌ヶ谷村が鎌ヶ谷町になる	20.7	10,168
" 46. 9. 1	東葛飾郡鎌ヶ谷町が鎌ヶ谷市になる	20.5	40,988

平成 17 年時点	面積(k m ²)	人口
	21.11	102,812

資料：平成 18 年千葉県統計年鑑

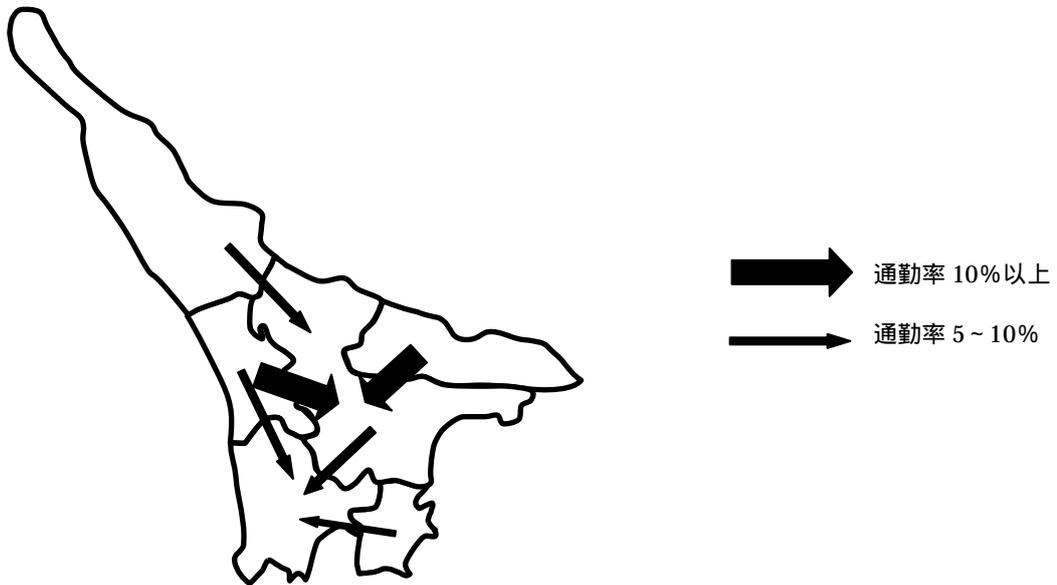
(3) 日常生活圏

次に、日常生活圏としてのつながりを把握するために、通勤圏、通学圏、商圈について整理した。

通勤圏

本地域では、居住地で就業している人の割合が50%を超えるのは野田市のみで、東京都への通勤者が高い割合を占めるが、本地域内での各市から他市への通勤先をみると、松戸市、柏市を核とした通勤圏が形成されている。

住民の通勤動向



通勤先の状況

(単位:人)

居住地		就業者数 (15歳以上)	通勤先									
			松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
松戸市		232,391	97,085	928	9,699	2,552	1,124	2,053	18,105	90,635	5,935	4,275
	比率		41.8%	0.4%	4.2%	1.1%	0.5%	0.9%	7.8%	39.0%	2.6%	1.8%
野田市		75,767	1,467	43,457	5,171	2,110	386	99	1,532	10,753	7,658	3,134
	比率		1.9%	57.4%	6.8%	2.8%	0.5%	0.1%	2.0%	14.2%	10.1%	4.1%
柏市		183,015	10,344	2,676	83,511	3,717	3,226	1,105	14,385	58,370	3,625	5,773
	比率		5.7%	1.5%	45.6%	2.0%	1.8%	0.6%	7.9%	31.9%	2.0%	3.2%
流山市		73,353	4,951	2,540	9,890	22,093	570	174	3,370	24,736	3,177	1,852
	比率		6.7%	3.5%	13.5%	30.1%	0.8%	0.2%	4.6%	33.7%	4.3%	2.5%
我孫子市		62,945	2,115	530	8,104	462	20,318	179	4,401	21,723	950	4,163
	比率		3.4%	0.8%	12.9%	0.7%	32.3%	0.3%	7.0%	34.5%	1.5%	6.6%
鎌ヶ谷市		49,893	3,153	137	1,576	142	109	15,148	14,022	14,364	552	690
	比率		6.3%	0.3%	3.2%	0.3%	0.2%	30.4%	28.1%	28.8%	1.1%	1.4%
6市計		677,364	119,116	50,269	117,952	31,076	25,733	18,758	55,815	220,583	21,897	19,887
	比率		17.6%	7.4%	17.4%	4.6%	3.8%	2.8%	8.2%	32.6%	3.2%	2.9%
6市全体			362,904									
			53.6%									

通勤率（当該市に常住する就業者数に占める、当該市から各市への通勤者数の割合）

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

核となる市別の通勤圏

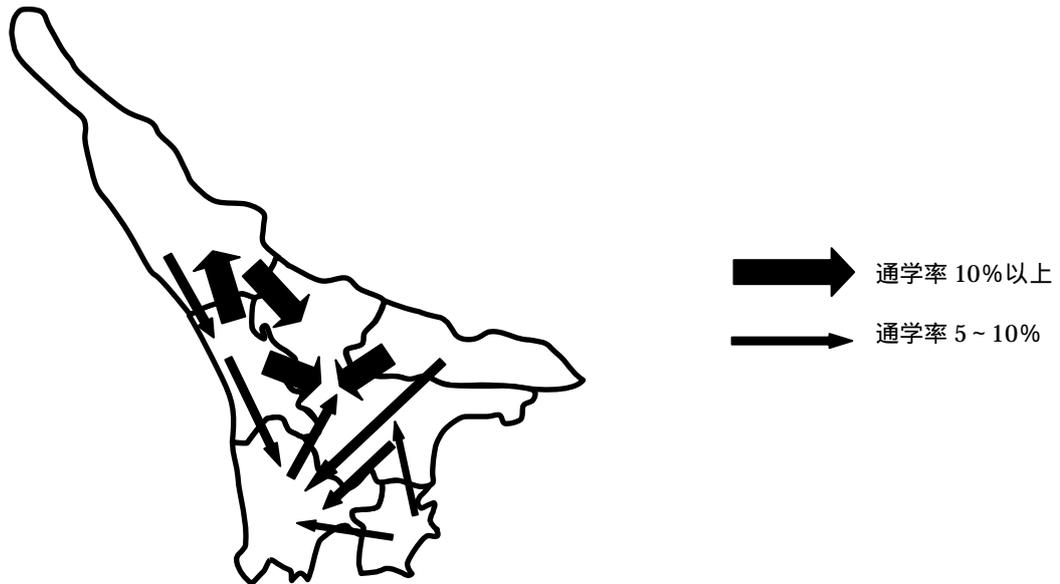
通勤圏の核となる市町村	20%通勤圏（通勤率）	10%通勤圏（通勤率）	5%通勤圏（通勤率）
松戸市	松戸市 41.8%		流山市 6.7% 鎌ヶ谷市 6.3% 柏市 5.7%
柏市	柏市 45.6%	流山市 13.5% 我孫子市 12.9%	野田市 6.8%

資料：千葉県市町村合併推進構想（平成 18 年 12 月）をもとに、平成 17 年国勢調査によりデータを更新して作成。

通学圏

本地域内での各市から他市への通学先をみると、野田市、松戸市、柏市、流山市を核とした通学圏が形成されていることがわかる。

住民の通学動向



通学先の状況

(単位:人)

居住地		通学者数 (15歳以上)	通学先									
			松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	その他千葉県内	東京都	埼玉県	それ以外
松戸市		25,120	9,305	207	2,079	498	632	272	3,568	6,860	827	872
	比率		37.0%	0.8%	8.3%	2.0%	2.5%	1.1%	14.2%	27.3%	3.3%	3.5%
野田市		9,207	306	3,883	1,089	502	214	30	334	1,404	1,170	275
	比率		3.3%	42.2%	11.8%	5.5%	2.3%	0.3%	3.6%	15.2%	12.7%	3.0%
柏市		22,657	1,353	752	9,448	740	946	253	2,537	5,444	708	1,216
	比率		6.0%	3.3%	41.7%	3.3%	4.2%	1.1%	11.2%	24.0%	3.1%	5.4%
流山市		9,936	633	1,188	1,702	2,301	285	56	710	2,248	421	392
	比率		6.4%	12.0%	17.1%	23.2%	2.9%	0.6%	7.1%	22.6%	4.2%	3.9%
我孫子市		7,304	412	85	1,158	212	2,126	46	540	1,811	201	713
	比率		5.6%	1.2%	15.9%	2.9%	29.1%	0.6%	7.4%	24.8%	2.8%	9.8%
鎌ヶ谷市		5,137	447	54	416	49	87	1,046	1,687	1,122	111	118
	比率		8.7%	1.1%	8.1%	1.0%	1.7%	20.4%	32.8%	21.8%	2.2%	2.3%
6市計		79,361	12,457	6,170	15,893	4,302	4,290	1,703	9,376	18,890	3,438	3,586
	比率		15.7%	7.8%	20.0%	5.4%	5.4%	2.1%	11.8%	23.8%	4.3%	4.5%
6市全体			44,815									
			56.5%									

資料：平成17年国勢調査報告（平成17年10月1日現在）をもとに作成

核となる市別の通学圏

通学圏の核となる市町村	20%通学圏(通学率)	10%通学圏(通学率)	5%通学圏(通学率)
松戸市	松戸市 37.0%		鎌ヶ谷市 8.7% 流山市 6.4% 柏市 6.0% 我孫子市 5.6%
野田市	野田市 42.2%	流山市 12.0%	
柏市	柏市 41.7%	流山市 17.1% 我孫子市 15.9% 野田市 11.8%	松戸市 8.3% 鎌ヶ谷市 8.1%
流山市	流山市 23.2%		野田市 5.5%

資料：千葉県市町村合併推進構想(平成18年12月)をもとに、平成17年国勢調査によりデータを更新して作成

商圈（平成 18 年調査結果）

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）

比較的広範囲での購買活動が行われる衣料品について、本地域内での購買先を見ると、松戸市、柏市を核とした購買圏が形成されている。

住民の購買動向（衣料品）



商圈

		購買率（主に買い物を行うところ）										
		東葛						葛南	その他 県内	東京都	埼玉県	それ以外
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市					
衣料品	松戸市	84.2%	0.4%	6.3%	0.6%	0.0%	0.1%	1.3%	0.3%	4.6%	0.0%	2.3%
	野田市	0.2%	81.3%	10.8%	0.3%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.4%	3.3%	2.1%
	柏市	0.7%	0.8%	87.0%	0.3%	1.9%	1.7%	0.5%	2.7%	1.9%	0.2%	2.3%
	流山市	7.2%	4.0%	31.5%	49.5%	0.7%	0.1%	0.7%	0.4%	2.9%	0.4%	2.7%
	我孫子市	0.5%	0.1%	23.6%	0.4%	62.9%	0.1%	0.4%	4.3%	3.2%	0.1%	4.4%
	鎌ヶ谷市	1.1%	0.0%	2.2%	0.1%	0.1%	50.1%	33.2%	9.9%	1.8%	0.1%	1.4%
食料品	松戸市	97.6%	0.2%	0.8%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.4%	0.7%	0.0%	0.0%
	野田市	0.5%	94.6%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	1.1%
	柏市	0.4%	0.1%	91.0%	1.5%	0.8%	1.0%	0.1%	4.7%	0.1%	0.0%	0.1%
	流山市	3.3%	0.2%	7.1%	87.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%
	我孫子市	0.4%	0.0%	1.6%	0.2%	92.5%	0.0%	0.4%	3.2%	0.2%	0.0%	1.4%
	鎌ヶ谷市	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.3%	82.2%	7.9%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）

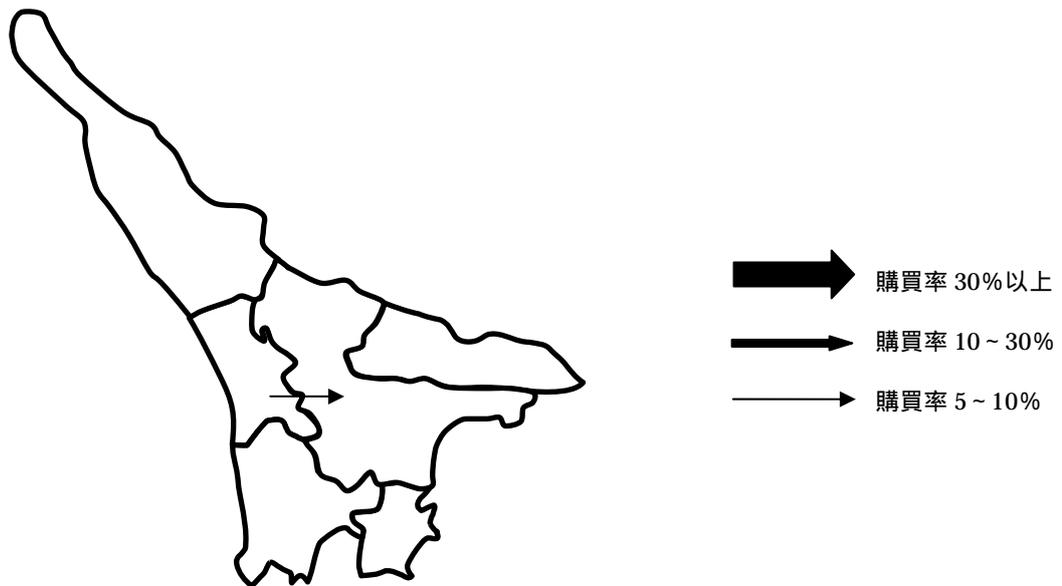
商圈の核となる市町村	30%衣料品購買圏	10%衣料品購買圏	5%衣料品購買圏
松戸市	松戸市 84.2%		流山市 7.2%
柏市	柏市 87.0% 流山市 31.5%	我孫子市 23.6% 野田市 10.8%	松戸市 6.3%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

日常的購買活動圏（食料品購買圏）

比較的近距離での購買活動が行われる食料品について、本地域内での購買先を見ると、居住地内での購買活動が最も多いが、一部では他市での購買活動も一定の割合を占めており、柏市を核とした購買圏が形成されている。

住民の購買動向（食料品）



日常的購買活動圏（食料品購買圏）

商圈の核となる市町村	30%食料品購買圏	10%食料品購買圏	5%食料品購買圏
柏市	柏市 91.0%		流山市 7.1%

資料：千葉県「平成 18 年消費者購買動向調査」をもとに作成

(参考)

商圈 (平成 13 年調査結果)

商圈

		購買率 (主に買い物を行うところ)										
		東葛						葛南	その他 県内	東京都	埼玉県	それ以外
		松戸市	野田市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市					
衣料品	松戸市	78.1%	0.2%	7.8%	3.1%	0.0%	0.2%	3.3%	0.8%	4.7%	0.1%	1.5%
	野田市	0.4%	77.1%	8.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	3.6%	5.0%	4.8%
	柏市	8.0%	0.8%	79.4%	1.1%	3.6%	0.1%	0.5%	0.3%	4.0%	0.0%	1.9%
	流山市	4.9%	1.6%	33.1%	50.4%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	6.7%	0.4%	2.5%
	我孫子市	0.2%	0.1%	19.1%	0.2%	69.2%	0.0%	0.1%	2.9%	4.6%	0.0%	3.6%
	鎌ヶ谷市	4.8%	0.1%	1.8%	0.0%	0.2%	52.5%	30.9%	4.6%	4.1%	0.0%	1.3%
食料品	松戸市	94.2%	0.2%	1.2%	0.9%	0.0%	0.1%	2.2%	0.7%	0.2%	0.0%	0.1%
	野田市	0.0%	94.4%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.2%	1.6%	3.0%
	柏市	5.4%	0.3%	87.8%	3.8%	1.9%	0.0%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.3%
	流山市	3.0%	0.3%	7.0%	89.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%
	我孫子市	0.0%	0.0%	1.4%	0.4%	95.3%	0.6%	0.2%	1.2%	0.2%	0.0%	0.6%
	鎌ヶ谷市	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.3%	9.8%	6.3%	0.2%	0.0%	0.2%

千葉県「平成 13 年消費者購買動向調査」による。

旧関宿町、旧沼南町における動向については、商圈調査による購買率をもとに、平成 12 年国勢調査人口を用いて仮定の購買者数を求める等によって算出

資料：千葉県「平成 13 年消費者購買動向調査」をもとに作成

広域的購買活動圏 (衣料品購買圏)

商圈の核となる 市町村	30%衣料品購買圏	10%衣料品購買圏	5%衣料品購買圏
松戸市	松戸市 78.1%		柏市 8.0%
柏市	柏市 79.4% 流山市 33.1%	我孫子市 19.1%	野田市 8.2% 松戸市 7.8%

資料：千葉縣市町村合併推進構想 (平成 18 年 12 月)

日常的購買活動圏 (食料品購買圏)

商圈の核となる 市町村	30%食料品購買圏	10%食料品購買圏	5%食料品購買圏
松戸市	松戸市 94.2%		柏市 5.4%
柏市	柏市 87.8%		流山市 7.0%

資料：千葉縣市町村合併推進構想 (平成 18 年 12 月)

参考資料

以下の項目は、報告書において「参考資料」として掲載することを想定

4. 第3章関連資料

(1) 部門別職員数の比較

総務省「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」「平成19年3月まとめ)をもとにした、部門別職員数比較

総務省「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」「平成19年3月まとめ)のデータ、ならびに職員数比較方法をもとに政令指定都市と東葛6市の部門別職員数の比較を行い、職員削減効果が見込まれる主な部門と、権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門を整理した。

比較に使用した類団数値は「修正値」(中・小部門単位での状況把握に有効)である。「修正値」は当該事務を行っている市のみにおける平均値である。

以下に示す数値は、増減が見込まれる分野とその大まかな規模を把握するための目安である。実際の職員配置は各市の状況により異なり、必ずしも当該値と同じだけの職員数の増減が必要だということを示すものではない。

職員削減効果が見込まれる主な部門

- ・比較の結果、主に議会、総務などの部門で、効率化に伴う削減が可能となると考えられる。
- ・これは、管理業務等について、合併による規模の拡大に伴いスケールメリットが働いたためであると考えられる。

類似団体職員数との部門別職員数比較(普通会計)【小部門まで含んだもの】

<職員削減効果が見込まれる主な部門>

$$= \times \frac{1,388,444}{1 \text{万}}$$

大部門	中部門	小部門	類型：政令指定都市人口1万人あたり職員数	類団修正値を用いた平均職員数(H18当初)	東葛6市	平均値と実際値の差
議会	議会		0.25	35	73	38
総務	総務一般	総務一般	3.50	486	440	46
		会計出納	0.37	51	62	11
		管財	0.45	62	85	23
		職員研修所	0.08	11	1	10
		行政委員会	0.42	58	69	11
	企画開発		0.61	85	77	8
	住民関連	住民関連一般	1.32	183	185	2
		防災	0.14	19	38	19
		広報広聴	0.76	106	43	63
		戸籍等窓口	2.03	282	364	82
		市民センター等	0.14	19	53	34
その他		0.06	8	0	8	

権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門

- ・比較の結果、民生、衛生、商工、土木などの部門では増員が必要になると考えられる。
- ・民生部門は福祉事務所や児童相談所の事務の移譲、衛生部門は保健所の事務の移譲、土木は道路管理の事務の移譲により、商工部門では、政策立案機能の充実強化により、それぞれ増員が必要になると見込まれる。
- ・なお、保健所や道路管理、あるいは児童相談所などの移譲事務のうち、特別な技術、経験等を要する職員については、政令指定都市移行後に数が不足することも考えられ、県からの移管、出向、あるいは新規採用などの方策が必要になると考えられる。

類似団体職員数との部門別職員数比較（普通会計）【小部門まで含んだもの】

< 権能の増加等により増員が必要になると見込まれる主な部門 >

= ×
1,388,444 / 1万

= -

大部門	中部門	小部門	類型：政令指定 都市人口1万人 あたり職員数	類団修正値を用 いた平均職員数 (H18 当初)	東葛6市	平均値と実際 値の差
民生	民生	福祉事務所	3.48	483	303	180
		児童相談所等	0.46	64	0	64
衛生	衛生	保健所	2.22	308	0	308
商工	商工	試験研究養成機関	0.37	51	0	51
	観光		0.17	24	0	24
土木	土木	土木一般	3.70	514	285	229
		用地買収	0.45	62	32	30
		建築	1.87	260	188	72

総務省「第8次定員モデル」(平成16年3月まとめ)をもとにした職員数比較

総務省「第8次定員モデル」(平成16年3月まとめ)に基づき、部門別の職員数の比較を行った。

同モデルは平成15年時点をベースとしているため、使用する統計の年次は古い。ここでは、各指標について最新の統計を用いることとし、例えば国勢調査人口は平成12年ではなく平成17年のものを用いている。従って、厳密には、第8次定員モデルに基づく試算ではなく、それを改変したモデルを用いていることになる。そのため、数値の正確性については、保障の限りではなく、あくまで参考値として扱う必要がある。

集中改革プランの影響等は加味されていないモデルである。

以下に示す数値は、上記モデルに従った場合の理論値である。実際の職員配置は各市の状況により異なり、必ずしも当該値と同じだけの職員数の増減が必要だということを示すものではない。

比較の結果、理論値との比較では、一般行政部門全体として4%の削減が見込まれるという結果となった。分野別には、議会総務、税務、民生、建設の部門では人員削減が見込まれ、衛生、経済の部門では増員が見込まれるという結果となっている。(の比較結果と異なる結果が生じている部門があるが、これは、「類似団体別職員数の状況(平成18年4月1日現在)」が既存の政令指定都市における実際の職員数の平均であるのに対し、定員モデルは定員管理の適正化が進んでいると思われる団体の平均を目途にしたものであることが一因であると考えられる。)

部門	第8次定員モデル 準用による職員数 (理論値)	東葛6市合計 職員数	差	削減率
議会総務	1,257	1,490	233	15.6%
税務	417	506	89	17.6%
民生	2,102	2,127	32	1.5%
衛生	1,096	905	178	19.7%
経済	235	172	60	34.9%
建設	888	1,024	136	13.3%
一般行政部門計	5,995	6,224	252	4.0%

(2) 組合せパターンについて

本研究会は、あくまでも構成市である6市全体に係る基礎データの収集や広域的課題の整理、広域的なまちづくりの可能性の検討等を行うことを目的とするものであるが、社会経済情勢の変化や広域的な課題に各市がどのように対処していくかは、各市の住民の意向を踏まえて決められるものであり、6市全体で対処する他にも多様な可能性があると考えられる。

そこで、「共通項目・つながりについて」で整理した共通項目、つながりに着目した場合の組合せパターンの例を以下に示す。なお、ここで示すパターンは、各市の間で多様なつながりがある中で、交通網、通勤・通学圏、商圈など、特定のデータ等により示すことができるつながりに着目した場合のパターンであり、このほかにも多様なつながりがあることに留意が必要である。

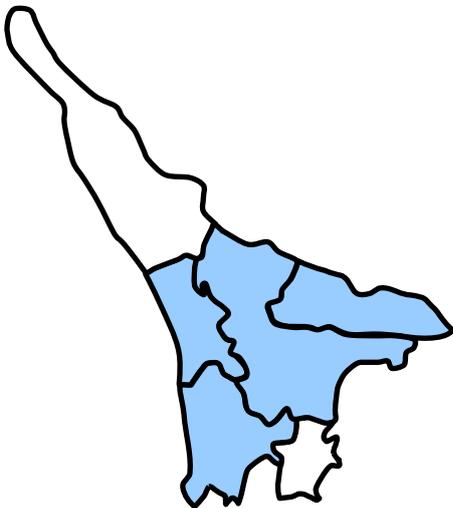
パターンを示すにあたっては、共通項目、つながりがあることに加えて、合併によらない場合の人口要件の目安である人口が80万以上（加えて、将来的に100万程度が期待できることも要件とされているが、ここでは現時点での人口のみに着目）となるものを対象としている。

(1) 交通網のつながりに着目した組合せパターン

放射線状の交通網に着目した組合せパターン2

…パターン(A)

放射線状の交通網である常磐線、つくばエクスプレス、国道6号線、常磐自動車道、によるつながりのある市の組合せ。

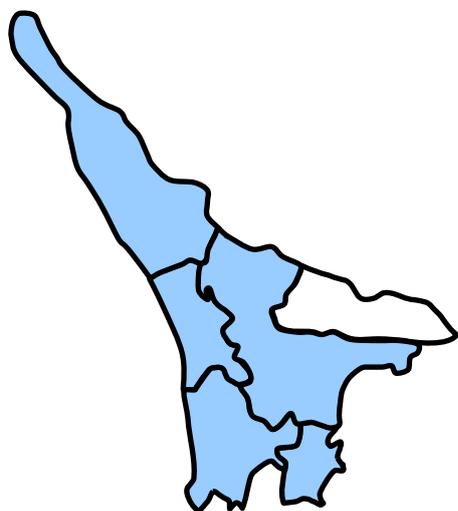


構成市	松戸、柏、流山、我孫子
人口	1,137,388 (人)
面積	254.70 (km ²)

環状の交通網に着目した組合せパターン

…パターン(B)

環状の交通網である東武野田線、武蔵野線、流山電鉄、新京成電鉄、国道16号によるつながりのある市の組合せ。



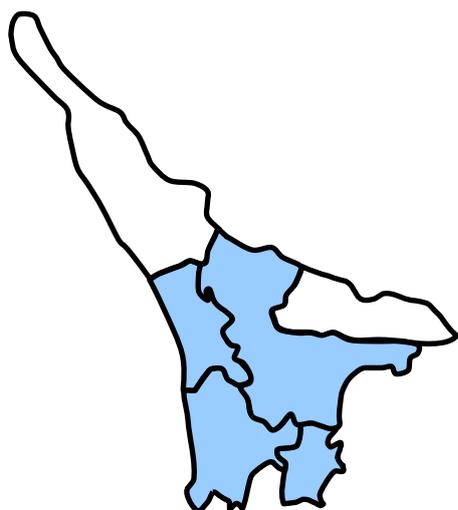
構成市	松戸、野田、柏、流山、鎌ヶ谷
人口	1,260,235 (人)
面積	336.16 (km ²)

(2) 通勤圏・通学圏のつながりに着目した組合せパターン

通勤圏のつながりに着目した組合せパターン1

…パターン(C)

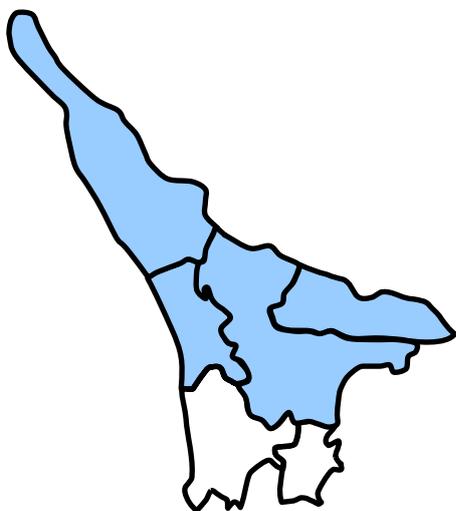
松戸市への通勤率が5%以上の市の組合せ。



構成市	松戸、柏、流山、鎌ヶ谷
人口	1,108,995 (人)
面積	232.62 (km ²)

通勤圏のつながりに着目した組合せパターン2
 柏市への通勤率が5%以上の市の組合せ。

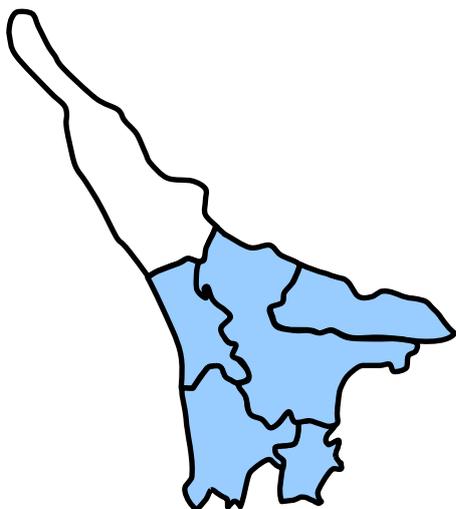
…パターン(D)



構成市	野田、柏、流山、我孫子
人口	816,049 (人)
面積	296.91 (km ²)

通学圏のつながりに着目した組合せパターン1
 松戸市への通学率が5%以上の市の組合せ。

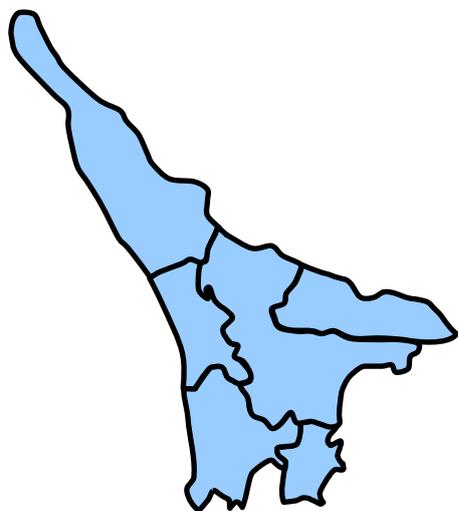
…パターン(E)



構成市	松戸、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷
人口	1,240,200 (人)
面積	275.81 (km ²)

通学圏のつながりに着目した組合せパターン2
柏市への通学率が5%以上の市の組合せ。

…構成6市



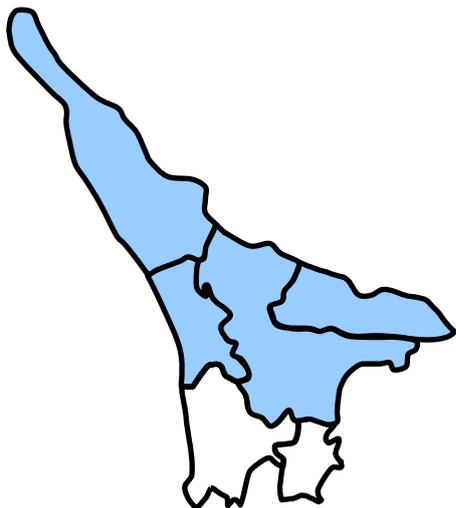
構成市	松戸、野田、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷
人口	1,391,440 (人)
面積	379.35 (km ²)

(3) 商圈

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）のつながりに着目した組合せパターン1

…パターン(F)

柏市を中心とした、柏市での購買率が10%以上の市の組合せ。

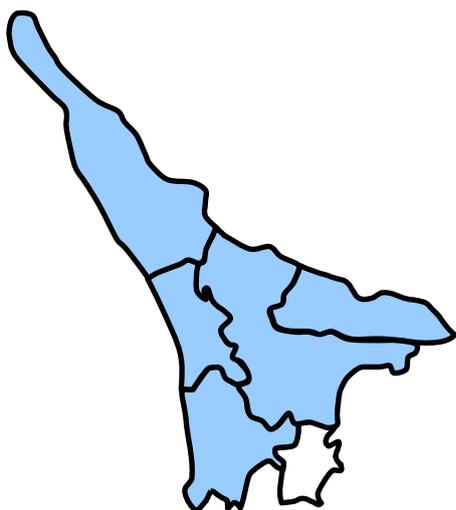


構成市	野田、柏、流山、我孫子
人口	816,049 (人)
面積	296.91 (km ²)

広域的購買活動圏（衣料品購買圏）のつながりに着目した組合せパターン2

…パターン(G)

柏市を中心とした、柏市での購買率が5%以上の市の組合せ。



構成市	松戸、野田、柏、流山、我孫子
人口	1,288,628 (人)
面積	358.24 (km ²)

行政区の考え方について

行政区の考え方

(1) 大区役所制、小区役所制の比較

- ・政令指定都市は、行政組織上の特例として、行政区を設置することとなる。
- ・行政区の権限は、法律等に定める事務（第 2 章（ 2 ）参照）のほかは、市長の裁量に委ねられているため、各政令指定都市における区役所の事務事業の内容は様々であり、一般に事務事業の内容により、「大区役所制」と「小区役所制」に分かれるとされる。

< 小区役所制 >

- ・小区役所制は、戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な業務を行うものである。
- ・大区役所制と比較して相対的に組織、職員配置、庁舎の規模等の面で簡素な運営が可能になると考えられる。
- ・一方、区役所に対応できる事務は限定的になると考えられる。

< 大区役所制 >

- ・大区役所制は、上記に加え、保健、土木、建築など、幅広い分野の業務を所掌するものである。
- ・幅広い分野の業務を所掌することにより、各区で迅速で専門的な住民対応や総合的なまちづくりが進めやすいと考えられる。
- ・一方、小区役所制と比較して、相対的に区役所の職員数が多くなり、区役所庁舎も組織・人員に見合った規模が必要となる他、専門職員の確保が必要となる。

(参考)

大区役所制と小区役所制のメリット・デメリット

	大区役所制	小区役所制
メリット	区において迅速で専門的な住民対応が可能となり、総合的な区のまちづくりが進めやすい。 市民に身近な地域の拠点として、市民との協働による区域づくりがしやすい。	身近なサービスをきめ細かく提供しつつ、簡素で効率的な行政運営を確保できる。 本庁で全市的、一元的な事務処理を行うため地域格差ができてにくい。
デメリット	組織、人員が肥大化しやすく、また、区役所庁舎も組織、人員に見合った規模が求められる。 専門職員の確保が困難な面がある。	地域で対応できる事務が限定的となる。

出典：岡山市行政区画等審議会第2回資料より抜粋

区の機能

都市名	戸籍 住基	国保 年金	税	保健 セン ター	福祉	保健 所	商工	道路	建築	農業 委員 会
大阪市										1
名古屋市										1
京都市										1
横浜市										2
神戸市										1
北九州市										2
札幌市										1
川崎市										1
福岡市										1
広島市										1
仙台市										1
千葉市										1
さいたま市										1
静岡市										1
堺市										1
新潟市										6
浜松市										4

維持管理のみ

(注1) 比較のため単純化して示したもので、各分野の所掌事務の範囲は市によって差異がある。

(注2) 同一市においても、区間で所掌事務に差異がある場合がある。

出典：岡山市行政区画等審議会第2回資料より抜粋

(2) 区割りの基本的な考え方について

1) 既存の政令指定都市における行政区画編成の考え方

一般的に、行政区の設定あるいは区域の変更等に際しては、市条例に基づく「行政区画審議会」を設置し、市民の意見を反映させながら検討するといった方法がとられている。

上記のような事項は合併後に本格的に検討される事項ではあるが、ここでは、本地域が合併し、政令指定都市に移行した場合の行政区の設定の検討に資するために、既存の政令指定都市において、行政区画編成にあたっての留意事項とされている主な事項を整理した。

人口規模

人口規模については、10～20万人程度の間で基準を設定している例が多い。

面積

面積については、「区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね20～30分程度におさまる地域範囲」としている例が多い。

地形、地物

河川、鉄道、道路等の明確な地形地物を区画線とすることを基本的な考え方として示す例が多い。

地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情

地域の一体性や、沿革、歴史（過去に一つの自治体を構成していた等）、伝統、住民感情等を配慮尊重すべきといった点が、留意事項としてあげられている。

学校区

通学区域がコミュニティとしてのまとまりの基本単位となっていることが多いといったことから、コミュニティの単位としての通学区域を尊重するといった点が、留意事項としてあげられている。

行政機関の所管区域の一致

市民の利便性や行政の効率性といった観点から、関係行政機関等（警察署、郵便局、法務局、保健所）などの所管区域と一致することが望ましいといった点が、留意事項としてあげられている。

土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化

都市計画上の用途地域、将来の地域開発の状況、街路網の整備計画等についても考慮すべきといった点が、留意事項としてあげられている。

選挙区

選挙区について、区の編成基準等として明確に示した例は少ないが、例えば川崎市では、「区域の社会的性格、地域の同一性、同質性を考慮する」、「部分的地域の一体性、同質性の存在を尊重する」といった点が、留意事項としてあげられている。

住民の意向

住民の意向については、各留意事項の前提となるべき事項であり、区の編成基準等において改めて明記している例はないが、「10か所の地区説明会で寄せられた意見等を十分に検討」（静岡市）など、各市において地区説明会やパブリックコメント等の形で意見や要望等の把握が行われている。

旧市町村の区域、既存の町字界

静岡市の例では、旧市の境界線を基本線とするとともに、既存の町字界を尊重するといった考え方がとられている。また、新潟市においては「旧新潟市を除く合併関係市町村については、旧市町村界を分断しないこととする」（新潟市「行政区画編成基準」）といった考え方がとられている。

2) 本地域における考え方（例）

以上のような既存の政令指定都市における行政区画編成にあたっての考え方や本地域の特性等を踏まえ、本地域が合併し政令指定都市に移行した場合の行政区画編成のあり方に関する基本的な考え方とそれを踏まえた試案を以下に示す。

基本的な考え方

- ・本地域においては、地方圏の大都市と比較し、市街地が連たんし一体的な生活圏が形成されていると考えられることから、こうしたメリットを活かし効率的な行政運営を進める。
- ・政令指定都市として、地域全体で一体的に取り組むべき広域的な課題は、本庁において総合的・一体的に取り組む。
- ・都市内分権を推進し住民にとって身近な課題については住民により身近な単位で処理する。

基本的な考え方を踏まえた試案

【人口規模】

・既存の政令指定都市では10～20万人程度の間で人口基準を設定している例が多い。こうした基準は、行政区の運営の効率性やきめ細やかなサービス提供の見地から設定されていることから、既存の政令指定都市の例を踏まえ、本地域においては行政区あたりの人口規模は10～20万人程度を目安とする。

【行政区画の編成】

・行政区画の編成にあたっては、各市において独自のまちづくりや活発な市民活動が進められてきた経緯を踏まえることが必要であると考えられる。また、上記目安と構成6市の人口を比

較すると、構成 6 市のうち 4 市は人口 10～15 万程度（野田市：15 万人、流山市：15 万人、我孫子市：13 万人、鎌ヶ谷市：10 万人 平成 17 年国勢調査人口）であり、上記目安の範囲内である。このことから、人口が 10～20 万人程度の範囲内にある 4 市（野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）については既存の市の区域をもって 1 つの行政区を設置することを基本とする。

- ・上記目安を越える 2 市（松戸市：47 万人、柏市：38 万人）については、2～3 の区に区分することが考えられる。その際には、既存の市における総合計画等のゾーニングや、コミュニティとしてのまとまりを持つ小学校区・自治会等の状況を参考にすることが考えられる。
- ・また、行政界が複雑に入り組んだ区域の編成のあり方が今後の検討課題となると考えられる。

【権限】

- ・都市内分権を推進しつつ、効率的な行政運営を確保する観点から、地域全体で一体的に処理することが効率的だと考えられる業務（道路等）は本庁において処理し、行政区においては住民にとって身近な業務（戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉など）を処理することを基本とする（いわゆる小区役所制）。
- ・保健所の事務については、既存の保健所の管轄区域を参考に、市内に複数の保健所を設置し、各保健所が複数の行政区を管轄することが考えられる。

(参考)

衆議院議員小選挙区の区割り

市名	衆議院議員 小選挙区
野田市	第7区
流山市	
松戸市	
(市川市の一部)	第6区
我孫子市	第8区
柏市	
鎌ヶ谷市	第13区
(印西市、白井市・富里市、印旛郡)	

警察署の管轄区域

市名	警察署
野田市	野田警察署
松戸市(南西部)	松戸警察署
松戸市(北東部)	松戸東警察署
柏市	柏警察署
流山市	流山警察署
我孫子市	我孫子警察署
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷警察署

法務局の管轄区域

市名	法務局
野田市	野田出張所
松戸市	松戸支局
流山市	
柏市	柏支局
我孫子市	
鎌ヶ谷市	市川支局

保健所の管轄区域

管轄区域	保健所
野田市	野田保健所
松戸市	松戸保健所
柏市	柏保健所
流山市	柏保健所 松戸保健所
我孫子市	柏保健所 松戸保健所
鎌ヶ谷市	習志野保健所

注) 流山市、我孫子市を管轄する保健所は、平成 20 年 4 月に柏市が中核市に移行することに伴い、松戸保健所に変更される予定である。

先行政令指定都市の行政区画編成基準

		札幌市	仙台市	さいたま市
指定年月日		昭和47年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日
区数及び区名	指定時	7 中央、北、東、白石、豊平、南、西	5 青葉、宮城野、若林、太白、泉	9 西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑
	現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名	10 中央、北、東、白石、豊平、南、西、厚別(白石)、手稲(西)、清田(豊平)	5 青葉、宮城野、若林、太白、泉	10 西、北、大宮、見沼、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻
区の編成基準		行政区再編成に関する基本方針 札幌市のみ指定当時の編成基準を入手できず、分区時の再編成基準を参考として記載した。	区割り編成にあたっての一般基準	行政区画を検討する上での基本的留意点について
編成にあたって考慮した基準	人口規模	15万人前後。超えても20万人を大幅に上回らない程度。適切な行政効率を確保するとともに公平で均衡ある行政サービスを提供できる規模、市民活動にとっても近隣との連帯感や区民意識を醸成し維持しつづける上で適正な規模である。	10～20万人 都市行政の効率性、行政サービスの浸透性等の見地から	先進政令市では、おおよそ10～20万人を規模としているところが多い。これら経験則を参考に、現在の人口と将来の人口の見通しの両方を考慮することが望ましい。
	面積規模	概ね時間距離20分程度で区の中心地に到達できる面積範囲とすること。	区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度におさまる地域範囲	区役所までの時間距離が公共交通機関によって概ね30分程度。
	地形、地物	できるかぎり明確な地形地物によって分割すること。	行政区の境界は、明瞭な地域分断要素である地形、地物に沿って設定されることが望ましい。	地理的にみて自然な形状であるよう考慮することが望ましい。 河川、鉄道、道路などの地形・地物は、一般的な目標物であり、地域分断要素として考慮することが望ましい。
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	地域形成の歴史的な経緯は尊重しなければならないが、再編成による新しい地域づくりにとって不都合が生じないこと。	伝統的な住民感情や生活上の利害・慣習などの歴史的事実は、できるだけ配慮尊重すべきである。 地域の性格が一体的、同質的である地域は、なるべく同一の行政区に含めることが望ましい。	従来の地域の歴史や伝統に対する住民感情を尊重しつつ、都市化による新たな住宅団地等の住民の志向も考慮することが望ましい。 地域の性格・慣習が一体的・同質的である地域については、その地区を分断することとならないよう考慮することが望ましい。
	町内会の区域、住民組織		町内会等の住民組織、商店街については、可能なかぎり分断せず、同一の行政区に包括し、地域秩序を保持していくことが必要。	地域コミュニティ単位は可能な限り尊重し、住民自治組織の大幅な再編成を必要としない行政区画とすることが望ましい。
	学区			住民にとっての利便性から行政区画と通学区域は一致させることが望ましい。
	行政機関の所管区域の一致		行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましく、行政区画に一致するよう協力を要請していく必要がある。	国・県の出先機関などの所管区域（特に警察署・郵便局・電話局など）と行政区の区域は、市民の利便性や行政の効率性等から、可能な限り両者が一致することが望ましい。
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化		都市計画は、将来の長期にわたる土地利用、都市施設の整備を展望するもので、将来の地域の一体性に大きな影響をもっており、行政区の設定に際して十分配慮することが必要である。	地域的性格（工業地域、商業地域、住宅地、農業地域等）で特質的なものは同一行政区内に存在させることが望ましいので、地域の性格を十分検討して境界を設定することが望ましい。 将来計画について可能な限り配慮・検討し、数年の内に行政区の再編成という事態を生じないよう考慮することが望ましい。
	選挙区			
住民の意向				
旧市町村の区域、既存の町字界				

先行政令指定都市の行政区画編成基準

		千葉市		静岡市		広島市	
指定年月日		平成4年4月1日		平成17年4月1日		昭和55年4月1日	
区数及び区名	指定時	6	中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜	3	葵、駿河、清水	7	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸
	現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名	6	中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜			8	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯(合併新設)
区の編成基準		編成にあたっての基準		行政区画審議会における審議の経緯 (1) 行政区画の編成について		行政区画研究会報告書	
編成にあたって考慮した基準	人口規模	10～20万人(平均15万人)		20～25万人		15～20万人	
	面積規模	区役所までの時間距離が公共交通機関で30分程度におさまる地域範囲		標準的な面積規模の設定は行わない 広大な面積を有する(仮称)A区に現在設置されている井川支所は、そのまま存続させるべき。		20km ² を基準 区役所への時間距離が20～30分におさまる地域範囲	
	地形、地物	河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く、十分留意する必要がある。		安部川以東で(仮称)A区と(仮称)B区を区分する境界としては、明瞭な地物であるJR線によることを基本とすべき。		行政区の境界は、道路、鉄道、河川などのような明確な地形地物によって画されることが必要である。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	伝統的な住民感情があることを考慮し、それらをできるだけ配慮、尊重すべきである。 地域の性格が一体的、同質的である地域については、できるだけ同一の行政区の区域に含ませるよう配慮することが望ましい。		「地域の社会的性格」特定重要港湾を中心に、長年にわたり都市形成を推進し、産業・経済活動を行ってきた区域の社会的性格を考慮し、旧清水市の区域を同一の行政区の区域にすべき 「市民の日常生活圏」地域の社会的性格、地形・地物、地縁的感情、通学区域等から形成される市民の日常生活圏を十分配慮すべき。 「沿革的事情」旧静岡・清水市、旧南藁科村と旧長田村の境界線を沿革的理由から尊重するとともに、旧清水市区域が、歴史的、沿革的事情から、市民の自治意識やまちづくりの範囲で一つの区域として意識されている事情等を踏まえ、これを区分せず、一つの行政区とする。		国や県の出先行政機関や、高等学校などの教育機関においては郡域を管轄区界としているものが多く、郡域が一つの地縁的感情を醸成していることも十分に考慮されなければならない	
	町内会の区域、住民組織	町内自治会などの住民組織は、できる限り分断せずに同一の行政区の区域の中に包括し、地域秩序を保持し得るように配慮すべきである。		従来のコミュニティの尊重の観点から、町内会・自治会組織の区域に十分な配慮を払うこととした。			
	学区	理想的には、通学区域は行政区の区域と一致することが望ましい。やむを得ず通学区域が複数の行政区にまたがる場合には、そのことにより通学区域が変更されることのないよう、特段の配慮が必要である。		通学区域が区分されることとなる5小学校区について、児童・生徒はもとよりその世帯の実情等に合わせて、所要の経過措置等を当局に求めていく。 また、旧両市の境界部等の通学区域や町内会・自治会組織の区域との不整合の通学区域については、地元の意向を尊重しながら、実情に合わせた通学区域の再編等を当局に求めることとした。			
	行政機関の所管区域の一致	行政の効率性、市民の利便性から、一致することは望ましい。特に郵便局、警察署の所管区域とはできるだけ一致させるよう配慮すべきである。		昭和39年から平成9年まで旧静岡市区域において設定されていた保健所の管轄区域や、現行の郵便局、法務局、警察署等の関係行政機関の管轄区域等を尊重することとした。 なお、一部不適合の地区については、関係行政機関に対して、行政区画との整合を図っていくよう要請していくことを当局に求めていく。		既存の社会的行政的組織の所管区域という区切りも可変的ではあるにせよ住民になじんでいるので十分に尊重されなければならない	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	行政区の設定にあたっては、現在は未開発地域であっても、将来、現在の市街地域に連たんして市街地や住宅地が開発される計画がある場合には、このことについても、留意すべき。また、民間の開発動向についても十分に配慮すべき。 都市計画等の行政計画上の地域区分については、行政区の設定の際、十分配慮するものとする。		「交通体系」各区の交通体系の整備が必要であり(仮称)B区については、区役所が新設となることから、区制施行時までにはバス路線の再編が必要である。 「将来の都市計画、発展動向等」安部川以東のJR以南の区域と旧長田村の区域が、今後一体の区域として一層の基盤整備を推進していく必要があり、さらには、地域内に存する歴史的な拠点施設の連携を図っていく等の観点から、これらの区域を一つの行政区とする。		土地利用については、単に現状のみならず将来の発展方向を重視しなければならない。	
	選挙区			旧静岡、清水両市の境界線を沿革的事情として、基本線としたため、国の従前の選挙区をそのまま存置要することになった。			
	住民の意向			審議の過程で開催した10か所の地区説明会で寄せられた市民意見等を十分に検討した上で結論に至った。			
旧市町村の区域、既存の町字界			旧静岡、清水両市の境界線を基本線とするとともに、既存の町字界については、全て尊重することとした。ただし、既存の町字界を尊重することで、かえって不整合を存続させることとなりうる箇所もあるので、地元の意向を十分尊重しながら、既存の町字界の区域の変更等所要の対応を当局に求めていく。				

先行政令指定都市の行政区画編成基準

		福岡市	川崎市	横浜市
指定年月日		昭和47年4月1日		昭和31年9月1日
区数及び区名	指定時	5 東、博多、中央、南、西	5 川崎、幸、中原、高津、多摩	10 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚
	現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名	7 東、博多、中央、南、西、城南(西)、早良(西)	7 川崎、幸、中原、高津、多摩、宮前(高津)、麻生(多摩)	18 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、港南(南)、旭(保土ヶ谷)、緑(港北)、瀬谷(戸塚)、栄(戸塚)、泉(戸塚)、青葉(港北、港)、都筑(港北、港)
区の編成基準		政令指定都市移行時の区設定の基準	行政区画審議会答申に向けた基準要綱	線引きの基本的方針
編成にあたって考慮した基準	人口規模	10～15万人	人口規模は、昭和60年を目標として設定する。(諮問・答申は昭和46年) 市民権利の保障、平等性、市民参加等行政サービスの公平を考慮する。	30万人程度まで
	面積規模		区役所までの時間距離は、概ね30分以内を判断基準とする	4区の各区の面積は分区前の2区の合計面積の20～30% (平成6年 16区 18区)
	地形、地物	区域の形状が地理的な不自然さがないように考慮し、河川、道路、鉄道等明瞭な地形地物をできるだけ境界とすること。	区の区域の形状は、物理的に不自然でないようにする。	川や道路などの市民にとってわかりやすい地形を基準とし、線引きを作成する。
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	住民生活上の利害、伝統、慣習等諸般の歴史的事実並びに住民感情もできるだけ配慮尊重すべきこと。	生活上の利害、伝統、歴史的沿革及び住民感情を配慮尊重する。	
	町内会の区域、住民組織		原則として大字(町界)は分断しない。請願、陳情箇所及び行政上問題箇所については、住民の意思を尊重しながら、日常生活上の利便を優先させるため、今後速やかに解決を図る。 市民団体(住民組織)の大幅な再編成を将来するようなことは避ける。	再編成にあたっては、地域コミュニティをできるかぎり尊重することとする。
	学区	通学区と一般行政区とは、一応別個の制度であるが、できるだけ一致するよう配慮すべきこと。	行政区画と一致させることが望ましいが、将来的に一致を図る必要がある。	
	行政機関の所管区域の一致	他の行政所管区域も住民生活上密接な関連があるので、原則的には行政区画と一致することが望ましい。特に警察行政、郵便行政の所管区域については、一般住民の日常生活と密接な関係があるので、できるだけ一致させる方向で配慮すべきこと。	市民の利便性、円滑な行政運営を前提として、原則として行政区画と一致させることの要望を行う。	
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化	都市計画上の用途地域及び地域開発、街路網の整備計画等住民の生活環境上の接近度を十分考慮すべきこと。	用途地域、地域開発、街路網の整備計画、新開発(ニュータウン)・再開発(面開発)等を考慮する。多摩ニュータウン、港北ニュータウン等、隣接する市域外の都市化の影響を十分勘案する。開発の均衡を図り、規制市街地と発展地区との行政需要の質的な違いについて考慮する。	
	選挙区		区域の社会的性格、地域の同一性、同質性を考慮する。 部分的地域の一体性、同質性の存在を尊重する。	
住民の意向				
旧市町村の区域、既存の町字界				

先行政令指定都市の行政区画編成基準

		名古屋市		京都市		大阪市	
指定年月日		昭和31年9月1日		昭和31年9月1日		昭和31年9月1日	
区数及び区名	指定時	12	千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南	9	北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見	22	都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、北、大淀、東、南
	現在 ()内は分区した元の区名、<>内は合区した元の区名	16	千種、東、北、西、中村、中、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、守山(合併新設)、緑(合併新設)、名東(千種、昭和)、天白(昭和)	11	北、上京、左京、中京、東山、下京、南、右京、伏見、山科(東山)、西京(右京)	24	都島、福島、此花、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、東住吉、西成、淀川(東淀川)、鶴見(城東)、住之江(住吉)、平野(東住吉)、北<北、大淀>、中央<東、南>
区の編成基準		昭和47年「行政区再編成に関する調査報告書」		他都市の調査研究報告による。京都市に確認するも、不明。(過去の膨大な資料を確認する必要がある、現時点では困難)		再編成基準	
編成にあたって考慮した基準	人口規模	10～20万人 区長がきめ細かい行政を行い、町内会、自治会その他市民団体の代表と日常的に意思を交流する場合の限度		10万人 許容範囲は5万～20万人		15万人程度	
	面積規模	区役所までの時間距離は30分程度					
	地形、地物					行政区の境界は、道路、鉄軌道、河川など明確な地形地物によって画されることが必要である。この場合、将来、大規模な道路等の建設計画がある場合には、それを考慮する必要がある。	
	地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	行政区に含まれる一定の区域が、かつて市町村などの自治体を構成していたような場合には、地域の将来の発展方向をみさだめるとともに、沿革的事情について配慮しなければならない。					
	町内会の区域、住民組織						
	学区	区の境界を定めるにあたっては、現に形成されているコミュニティとしての学区の区域を十分に尊重しなければならない。				行政区は、社会的・政治的・行政的な単位としても、できるだけまとまりをもちうるよう考慮されなければならない。行政区の区域は、例えば、小・中学校の通学区域、選挙区、他の行政機関の管轄区域などと著しい不一致が生じないように、配慮されなければならない。	
	行政機関の所管区域の一致	他の公共機関の管轄区域と区の区域のあいだに著しい不一致を生じないようにすることが望ましい。					
	土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化					土地利用については単に現況のみではなく、将来の発展方向を重視する必要がある。	
	選挙区	区としては、同質の社会的性格をもっている地域を指定することが望ましい。					
	住民の意向	地域の住民の意向や感情を十分に尊重しなければならない					
旧市町村の区域、既存の町字界							

2. 行政区制度について

政令指定都市は、行政組織上の特例として、行政区を設置するものとされている。

行政区は、地方自治法 252 条の 20 に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所を置くもの。独立した法人格は持たないため、公選の区長や区議会を持つ東京都の特別区（特別地方公共団体）とは異なるものである。

（ 1 ）行政区の権限等

行政区の組織

行政区の組織については、区長及び区選挙管理委員会等が必置である他は、市長の裁量に委ねられている。

政令指定都市の行政組織上の特例

区の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区役所は、市長の権限に属する事務を分掌するために設置される。 区長の権限などについては、各市の判断で定めることができる。 区は大都市における市政の地域単位としてとらえられているが、独立の法人格を有するものではない。 <p>小区役所制 戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険など日常的な窓口業務</p> <p>大区役所制 小区役所制の業務のほか、福祉、土木、建築などの業務も所管する。</p> <p>近年、福祉業務は全ての政令指定都市の区役所で所管している。</p>
区長の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区長は、市長が事務吏員の中から任命する。
区助役（ ）の配置（任意）	<ul style="list-style-type: none"> 区助役は、市長が事務吏員の中から任命する。 区長を補佐し、区長に事故あるときはその職務を代理する。 <p>平成 18 年度現在</p>
区収入役（ ）の配置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区収入役は、市長が事務吏員の中から任命する。 <p>平成 18 年度現在</p>
選挙管理委員会の設置（必置）	<ul style="list-style-type: none"> 区に選挙管理委員会を置く。
農業委員会の設置（原則設置）	<ul style="list-style-type: none"> 区に農業委員会を置く。 <p>（区ごとに農業委員会を置いている政令指定都市はない。）</p>
【参考】 地域自治区（区地域協議会）の設置（任意）	<p>地域自治組織の制度を活用し、行政区ごとに地域自治区を設置し、区民などによる「区地域協議会」において、区内のまちづくりに係る審議等を行うことが可能。</p> <p>（ 4 ）参照</p>

出典：新潟市行政区画審議会第 1 回資料（平成 17 年 4 月）などをもとに事務局作成

行政区の権限

行政区に持たせる機能（区長の権限など）については、法律等に定める事務のほかは、市長の裁量に委ねられているため、各政令指定都市における区役所の事務事業の内容は様々である。

一般に、大きく分類すると、

戸籍、住民基本台帳、税、国民健康保険、国民年金、福祉などの日常的・定型的な窓口業務を中心とする「小区役所制」（大阪市、名古屋市、京都市など）

これらに加えて、保健、土木、建築などの業務を幅広く行う「大区役所制」（川崎

市、広島市、仙台市など)
 があるとされる。

(上記の市の例示については、静岡市行政区画等審議会資料における分類による)

近年合併して政令指定都市へ移行、あるいは移行予定の市においても様々であり、静岡市では「小区役所制」を基本としており、さいたま市や新潟市は「大区役所制」を基本としている。

法律等に定める事務などの概要を以下に示す。

法律により処理する事務： 法律に区及び区長が処理すると定められている主な事務

根拠法令	条 項	事務 の概要
ア 戸籍法	第4条	・戸籍の編成 ・諸届の受理 ・謄抄本の交付 ・その他戸籍に関する事務
イ 住民基本台帳法	第38条 令第31条 令第32条	・住民基本台帳の作成 ・諸届の受理 ・住民票の写しの交付 ・その他住民基本台帳に関する事務
ウ 外国人登録法	第3条	・外国人の登録 ・登録証明書の交付 ・その他外国人登録に関する事務
エ 地方税法	第337条 第438条	・市税に係る犯則事件に関して、差押物件、領置物件を公売し、その代金を供託すること等。 (市税に係る犯則事件については、国税犯則取締法が準用され、国税局長の職務は政令指定都市の市長が行い、税務署長の職務は政令指定都市の区長が行う等の特例)
オ 健康保険法	第180条	・保険者又は行政庁等の請求を受け、保険料その他の徴収金の滞納処分を行うことができる
カ 船員保険法	第12条の2	
キ 厚生年金保険法	第86条	
ク 私立学校教職員共済法	第31条	
ケ 学校教育法施行令	令第4条	・児童生徒等の住所の変更による届出について当該市町村の教育委員会に通知すること
コ 国民健康保険法	第112条	・保険給付を受ける者等に対し、条例の定めるところにより戸籍について無料で証明を行うことができる
サ 国民年金法	第104条	
シ 特別児童扶養手当等支給に関する法律	第34条	
ス 公職選挙法	第11条 令第141条の2	・選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、関係市町村の選挙管理委員会への通知を行うこと

出典：新潟市行政区画審議会第1回資料（平成17年4月）より抜粋

事務委任規則により処理する事務： 各政令指定都市の事務委任規則により区長が処理するとされる事務のうち、主なものは以下のとおりである。なお、項目によってはかならずしもすべての政令指定都市で事務委任していないものもある。

総務・税務関係	印鑑証明の交付、印鑑登録に関する届出の受理 県税・市税の一部の賦課徴収 課税証明・納税証明の交付
保健・福祉関係	介護保険の要介護認定及び要支援認定、保険料の賦課徴収 国民健康保険の保険料賦課徴収、資格取得・喪失の届出の受理 乳幼児に対する医療費の助成 児童手当・特別児童手当の支給

出典：新潟市行政区画審議会第1回資料（平成17年4月）より抜粋

区長の権限や区役所組織への市の出先機関等の編入状況などについては、以下のようになっている。例えば千葉市においては、他市と比較すると1区あたりの職員数が少なく、区長の職階位も本庁部長級であるなどの傾向が見られる。また、出先機関等の状況を見ると、仙台市や広島市では区役所組織への統合が進んでおり、地域行政の総合化が進んでいる。

政令指定都市の行政区の区長等に係る状況（平成16年度時点）

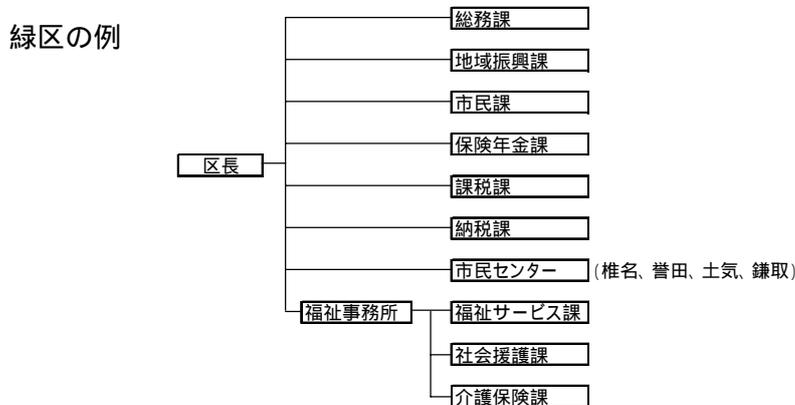
		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
区長及び区の組織の状況	区長	職階位	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	2区：局長級 22区：部長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級	本庁局長級
		市議会への出席	予特・決特のみ 全区長	すべて出席	-	-	本会議代表質問のみ 全区長	予特・決特のみ 議長区・幹事区	-	-	-	予特・決特及び 常任委員会のみ 当番の区長	-	-	-
	職員数	区役所職員数(人)(H16.4)	3,644	1,696	1,394	1,023	2,540	6,681	4,447	3,091	5,927	2,430	2,135	2,231	2,421
		人口千人あたり区職員数(人) 1	2.0	1.7	1.3	1.1	2.0	1.9	2.0	2.1	2.3	1.6	1.9	2.2	1.8
		1区の平均職員数(人)	364	339	155	171	363	371	278	281	247	270	267	319	346
	区役所組織への編入状況 ・各区へ設置	福祉事務所	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)	(平成7年)	(昭和52年)	(平成3年)	(平成9年)	(平成9年)	(平成8年)	(政令市移行時～)	(平成6年)	(政令市移行時～)
		保健所		(平成8年)			(平成9年)	(平成6年)	(平成12年)	(平成10年)					(平成9年)
		保健センター	(平成9年)		(政令市移行時～)	(平成9年)					(平成14年)	(平成8年)	(平成9年)	(平成6年)	
		土木事務所	(政令市移行時～)	(政令市移行時～)			(平成15年)	(平成17年)	(昭和33年、各区を所管区域)				(政令市移行時～)		(政令市移行時～)
		建築課		(政令市移行時～)			(政令市移行時～)						(政令市移行時～)		
		2 農政事務所											(政令市移行時～)		

出典：第28次地方制度調査会第15回専門小委員会 指定都市市長会提出資料より抜粋（一部、事務局で加工）

- 1 出典元にはないデータであり、事務局で追加。H16.4時点の区役所職員数を、H16.4.1時点の推計人口で除して算出
- 2 事務局で一部情報を更新。また「」以外の記述の省略等の加工を実施

参考 千葉市の区役所組織図（窓口業務を中心とする小区役所制の例）

所管事務： 地域振興、広報・広聴、戸籍、住民基本台帳、外国人登録、市税の賦課徴収、国民健康保険料の徴収、保険給付、社会福祉、保健衛生など



出典：千葉市ホームページをもとに作成

千葉市 区長等専決規程（平 18.4.1 改正）における、区長等の専決事項

1 区長の専決事項

- (1) 区行政連絡調整会議の開催
- (2) 区長会への議案の付議
- (3) 区内事務事業の予算化要望原案の策定
- (4) 区の主要事務事業の計画の策定
- (5) 広報紙区版の編集及び発行
- (6) 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体の認可
- (7) 行政財産の目的外使用の許可

2 総務課長の専決事項

- (1) 区役所庁舎の維持管理及び使用許可
- (2) 庁舎内の遺失物の保管、警察署への届出及び引渡し
- (3) 指定統計及び各種統計の実施

3 地域振興課長の専決事項

- (1) 町内自治会諸届出の受理
- (2) 町内自治会宛文書発送の承認
- (3) 広報板設置申請書の受理
- (4) 認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑の登録、廃止等の申請の受理
- (5) 認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑の登録、登録事項の修正及び抹消
- (6) 認可地縁団体印鑑条例第 12 条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付
- (7) 認可地縁団体印鑑条例第 16 条の規定に基づく印鑑登録及び証明に関する事実の調査
- (8) 苦情相談、要望等の受理及び処理
- (9) 市民生活に係る各種相談の調整
- (10) 自主防災組織助成要綱に基づく自主防災組織の設置助成の決定
- (11) 災害見舞金の支給に関する要綱に基づく災害見舞金の支給
- (12) 空地に係る雑草の除去に関する条例第 4 条に基づく空地の雑草の除去の勧告及び命令
- (13) 狂犬病予防法第 4 条の規定に基づく登録、鑑札の交付、及び変更届の受理
- (14) 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく注射済票の交付
- (15) 狂犬病予防法施行令の規定に基づく鑑札の再交付、引換交付及び注射済票の再交付
- (16) ボランティア保険に係る事故の証明
- (17) 粗大ごみ手数料納付券の交付
- (18) 保護司の推薦に係る内申

市民課長、保険年金課長 略

6 課税課長の専決事項

- (1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 422 条の 3 の規定による登記所への通知
- (2) 千葉市固定資産評価審査委員会条例第 6 条第 1 項に規定する弁明書の提出

7 納税課長の専決事項

- (1) 市税(特別徴収に係る個人の市(県)民税、事業所税、市たばこ税及び鉱産税を除く。)の過誤納金の充当及び還付の通知
- (2) 納税貯蓄組合設立届の受理
(歳出予算の執行に関する事項)
- (1) 納税貯蓄組合への補助金の交付

参考 川崎市の区役所組織図（保健、土木、建築などの業務を幅広く行う大区役所制の例）

所管事務： 区のまちづくり・地域振興、区民相談、戸籍・住民票、建築確認、市税等の課税・収納、地域保健福祉、介護保険、国民健康保険・国民年金、保健福祉サービス、道路補修など



出典：川崎市ホームページ

(2) 行政区の人口規模等

平成18年度現在の政令指定都市の148行政区の規模に係る基礎指標を見ると、平均人口154,392人、平均面積55.23km²となっている。

行政区の規模に係る基礎指標（平成17年10月1日時点データ使用）

	行政区数	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
札幌市	10	1,880,875	837,371	1,121.12
10区平均		188,088	83,737	112.11
うち人口最大		272,874		
うち人口最小		112,777		
仙台市	5	1,024,947	439,282	783.54
5区平均		204,989	87,856	156.71
うち人口最大		281,226		
うち人口最小		129,934		
さいたま市	10	1,176,269	460,013	217.49
10区平均		117,627	46,001	21.75
うち人口最大		166,679		
うち人口最小		82,346		
千葉市	6	924,353	373,607	272.08
6区平均		154,059	62,268	45.35
うち人口最大		184,636		
うち人口最小		112,850		
横浜市	18	3,579,133	1,477,587	437.38
18区平均		198,841	82,088	24.30
うち人口最大		311,654		
うち人口最小		84,960		
川崎市	7	1,327,009	594,718	142.70
7区平均		189,573	84,960	20.39
うち人口最大		210,493		
うち人口最小		144,513		
静岡市	3	700,879	263,816	1,388.78
3区平均		237,905	89,378	462.93
うち人口最大		262,769		
うち人口最小		208,043		
名古屋市	16	2,215,031	954,857	326.45
16区平均		138,439	59,679	20.40
うち人口最大		216,531		
うち人口最小		63,608		
京都市	11	1,474,764	653,253	827.90
11区平均		134,069	59,387	75.26
うち人口最大		285,482		
うち人口最小		42,462		
大阪市	24	2,628,776	1,242,489	221.96
24区平均		109,532	51,770	9.25
うち人口最大		200,490		

	行政区数	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
うち人口最小		54,148		
堺市	7	831,111	322,712	149.99
7区平均		118,730	46,102	21.43
うち人口最大		157,068		
うち人口最小		39,133		
神戸市	9	1,525,389	643,100	550.83
9区平均		169,488	71,456	61.29
うち人口最大		243,646		
うち人口最小		103,771		
広島市	8	1,154,595	487,471	905.01
8区平均		144,324	60,934	113.13
うち人口最大		219,331		
うち人口最小		76,660		
北九州市	7	993,483	413,392	487.66
7区平均		141,926	59,056	69.67
うち人口最大		260,053		
うち人口最小		63,710		
福岡市	7	1,400,621	648,331	340.60
7区平均		200,089	92,619	48.66
うち人口最大		274,346		
うち人口最小		128,691		
全行政区平均	148	154,392	66,326	55.23
うち人口最大		311,654	横浜市港北区	
うち人口最小		39,133	堺市美原区	

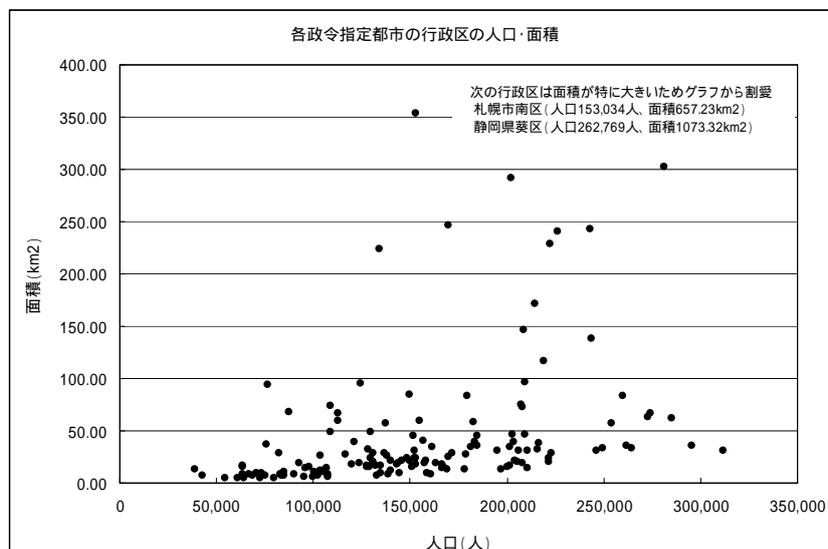
人口：平成17年国勢調査人口 速報値

面積：平成17年都道府県市区町村面積状況調

注) 面積のうち、境界未定地がある場合は総務省自治行政局発行の全国市町村要覧(平成17年版)に記載されている便宜上の概算数値。

注) 平成17年10月1日以降に区域変更、区域確定のあった静岡市、堺市については、平成18年4月1日時点の国土地理院速報値。

出典：上記統計データをもとに事務局作成



行政区の人口、面積等については、法定等による要件はない。実際の指標を見ても、ばらつきが大きいと言える。従って、平均人口「15 万人」はあくまで全国の単純平均であり、その規模については、地域特性等に応じ、柔軟に設定することが可能であると考えられる。

なお、一般的に、行政区の設定あるいは区域の変更等に際しては、市条例に基づく「行政区画審議会」を設置し、市民の意見を反映させながら検討することとなる。

さいたま市の場合、浦和市、大宮市、与野市の 3 市合併後、さいたま市行政区画審議会を設置して「行政区画の編成及び区役所の位置」について諮問し、その答申を最大限尊重して行政区画の具体的な編成作業や区役所の整備を進めた。その答申における、「行政区画編成にあたっての基本方針」は以下のとおりである。

さいたま市行政区画審議会 最終答申（平成 13 年 10 月）
1 行政区画編成にあたっての基本方針（抜粋）

(1) 人口規模

人口規模については、きめ細かな市民サービスや行政効率を考慮し、10 万人から 20 万人程度を区の人口とすることが適当であるが、将来の発展動向にも留意するものとする。

(2) 行政区の数

行政区の数は、浦和地域については、西部地域、中央地域の北部、中央地域の南部、東部地域の H 型に 4 区分、大宮地域については、西部地域、中央台地の北部、中央台地の南部、東部地域の H 型に 4 区分とし、与野地域については、旧市域を基本として 1 つの行政区に区分するものとする。

(3) 地形・地物

河川、鉄道、主要道路等の地形・地物によって区分される地域は、地域としての一体的形成がなされる例が多く見られるため、河川、道路等を考慮するものとする。

(4) 地域コミュニティ

<1> 旧町村... これまでの周辺の町村との合併により拡大、成長してきたこと、それぞれの地域については、それぞれの歴史的沿革があることを考慮し、それらをできるだけ分断しないよう考慮するものとする。

<2> 町字..... 町字については、現在の市政運営と日常生活の基礎となっている。したがって、既存の町字はこれを尊重し、やむを得ない事情のない限り、分断し、あるいは変更することのないよう考慮するものとする。

<3> 自治会... 町内自治会等の住民組織は、市政の基本的構成要素であるとも考えられるので、既存の住民になじんできた町内自治会等の住民組織は、できるだけ分断せずに同一の行政区の区域に包括し、地域秩序を保持し得るよう考慮するものとする。

(5) 通学区域

小中学校の通学区域は、家庭に児童、生徒を有する個々の市民生活と重大な関係がある。特に、地域のコミュニティ活動が主として小学校の通学区域を基礎に行なわれているため、考慮すべき事項とは考えられるが、地域のコミュニティである旧町村、町字、自治会を主体として考慮するものとする。

(6) さいたま新都心区域

さいたま新都心区域については、さいたま新都心区域のうち、県のさいたまスーパーアリーナや国の広域合同庁舎、郵政庁舎などの立地する地区の中が、行政区の区割りにおいて分断されることのないよう取り扱うものとする。

その帰属については、合併促進決議、行政面積などを勘案した場合、旧与野市を基本とする行政区に帰属するものとする。

(7) 区境

行政区は、市民サービスの提供の地域的単位として、地域コミュニティのまとまりや市民の利便性等を考慮し設定すべきものであることから、旧3市の区境の地域については基本的に現行のとおりとする。

(8) 付帯事項

- <1> さいたま新都心を中心とする都市整備にあたっては、大宮駅との連携などを総合的に検討し、その推進を図られたい。
- <2> 行政区割りによって通学区域が分断されたとしても、通学区域は従来どおりである。なお、地域から通学区域変更の要請があれば、地域の実情に配慮するとともに、各小・中学校の施設・設備・通学距離等を考慮し、通学区域の調整を教育委員会で行なうこととしているので、そちらに検討を委ねることとする。
- <3> 地域コミュニティの単位である自治会連合会をなるべく尊重して区割りをしたが、やむを得ず分断したところもある。これにより、自治会連合会を再編すると自治会活動に支障がある場合には、市としても柔軟な対応をされたい。

出典：さいたま市行政区画審議会 最終答申（平成13年10月）

(3) 行政区への「都市内分権」等の状況

各政令指定都市においては、各行政区の特性に応じた住民サービス提供のため、区役所独自の事業の推進や、それに対応した執行体制、また住民の意見を一層反映するための仕組みづくり等に取り組んでいる。

(参考) 横浜市における「区の機能強化」の沿革

昭和44年： 一度で用の足りる区役所

- ・ 区長室の設置
- ・ 市民課の再編・強化
- ・ 総合庁舎の計画的建設

昭和52年： 総合機関としての区役所の実現

- ・ 区要望反映システムの導入
- ・ 福祉事務所と建築事務所の編入
- ・ 区政部・福祉部の2部制に

平成6年： 地域総合行政機関としての区役所の実現

- ・ 「個性ある区づくり推進費」創設
- ・ 保健所（部相当）の編入

平成14年： 福祉・保健の連携強化

- ・ 福祉保健センターの設置

平成15年： 区への分権～地域行政機能の拡大・強化

- ・ 区政運営方針の策定
- ・ 予算直接要求の試行
- ・ 地域における市民生活に密着した施策の展開（ごみゼロ・学校支援・まちづくり）

平成16年： 新時代の区の機能強化

- ・ 経営機能の強化（区長公募、副区長、組織の自律編成）
- ・ 地域行政機能の拡大（市立保育所の移管・まちの計画・支援・相談窓口の設置、道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」を区役所兼務化）

平成17年： 新時代の区の機能強化

- ・区予算制度の改革 ・道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の移管
- ・戸籍課証明発行窓口、税証明のワンストップ化の全区展開 ・行政サービスコーナーの機能拡充

出典：横浜市民活力推進局区連絡調整課ホームページより抜粋

以下、近年の各政令指定都市における主な取り組みを概観する。

区独自事業等の推進

各行政区内の特性を勘案し、課題解決等の観点から施策の検討、及び具体的な事業実施に要する予算の要求を行い、本庁が区独自事業のための予算化を行うといった取り組みが進められている。

ア) 横浜市の例

平成6年度に、区の機能強化の一環として「個性ある区づくり推進費」を創設し、区の予算の充実を図っている。

個性ある区づくり推進費創設（設定）の目的

- 局の縦割りの弊害をなくし、区役所の自主性を高める予算
- 地域のニーズに的確に対応し、個性ある区づくりを推進できる予算
- 地域的、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できる予算
- 区役所職員が主体的に参画できる予算

個性ある区づくり推進費の構成

「個性ある区づくり推進費」は市民局予算として編成され、次のように構成されています。

(1) 自主企画事業費

自主企画事業費（個性ある区づくり推進費に計上）

区役所が独自に企画し、執行する事業費

区局連携事業（事業所管局に計上）

区役所が区の財源配分枠を活用し、局の協力を得て取り組む事業で、事業所管局が執行する事業費

(2) 一般事業費

各局から配付されていた予算をまとめたもので、区役所が、地域の实情に応じて執行する事業費（防災訓練経費、広報よこはま区版発行経費等）

(3) 区庁舎・区民利用施設管理費

区庁舎・区民利用施設(地区センター、コミュニティハウス等)の管理運営にかかる経費

自主企画事業費については、1区一律1億円の予算額となっていましたが、平成15年度には、「基礎額」を1区一律8千万円とし、これに加え、各区の新規事業計画の内容に応じた「新規事業費」を計上するよう、予算編成方法を見直しました。

また、平成17年度には、区予算制度の改革を行い、自主企画事業費の総額を1.8億円から2.7億円に増額し、そのうち2.4億円については、人口特性、税・国保の歳入増への取り組みに基づいて配分、3億円については、市の重点政策課題に取り組むための経費とし、区の提案に基づき上乗せする方法としました。 区の予算の中核を成す自主企画事業を包括的な配

分財源として位置づけ、区が地域の課題により主体的に取組めるようにしました。

出典：横浜市民活推進局区連絡調整課ホームページより抜粋（一部加工）

自主企画事業費については、例えば平成18年度においては、「地域防災力強化推進事業」「観光戦略プラン策定事業」「まち」の子育て地域支援事業」など、様々な事業が行われている。

横浜市 平成18年度 区編成予算（自主企画事業）区別状況一覧

出典：横浜市民活推進局区連絡調整課ホームページより抜粋（一部加工）

区名	区編成額 (千円)	自主企画事業費			区局連携事業		
		予算額	事業数	主な事業名	予算額	事業数	主な事業名(局名)
鶴見	131,770 (6,350)	131,770 (6,350)	41 (1)	鶴見区地域防災力強化推進事業	0		
神奈川	151,268 (26,400)	151,268 (26,400)	50 (3)	放置自動車一掃・まちのクリーンアップ事業	0		
西	123,828 (8,890)	119,828 (8,890)	50 (2)	地域防災力強化事業	4,000 (0)	2 (0)	身近な公園での時計設置事業(環境創造局)
中	134,680 (11,650)	134,680 (11,650)	56 (3)	初黄・日ノ出町周辺地区住み良いまちづくり推進事業	0		
南	138,068 (17,900)	138,068 (17,900)	48 (4)	区民と協働で取り組む区の花「さくら」保全事業	0		
港南	136,333 (6,000)	135,133 (6,000)	66 (2)	港南区地域福祉保健計画推進事業	1,200 (0)	1 (0)	水と緑のネットワーク検討調査事業(環境創造局)
保土ヶ谷	146,682 (24,500)	146,682 (24,500)	47 (5)	保土ヶ谷ほっとなまちづくり推進事業	0		
旭	132,589 (10,300)	131,089 (10,300)	63 (4)	達者じゃ脳ワクワク事業～防ごう認知症、進ませない認知症～	1,500 (0)	2 (0)	狭あい道路路線型拡幅整備事業(まちづくり調整局)
磯子	118,391 (5,000)	117,391 (5,000)	57 (1)	いそごの産業活性化事業[求人・求職支援]	1,000 (0)	1 (0)	杉田・新杉田駅間地区の総合的なまちづくり計画の策定(都市整備局)
金沢	135,085 (14,620)	132,085 (14,620)	47 (5)	金沢区観光戦略プラン策定事業	3,000 (0)	2 (0)	金沢文庫駅周辺歩行者空間改善整備(道路局)
港北	137,155 (5,000)	137,155 (5,000)	45 (2)	地域福祉保健推進事業	0		
緑	143,276 (24,620)	140,176 (24,620)	41 (5)	災害に強い街づくり事業-高齢者・障がい者等災害弱者にも安全なまちづくり-	3,100 (0)	1 (0)	長津田の歴史を活かした都市計画道路山下長津田線の整備事業(道路局)
青葉	153,785 (26,220)	148,685 (21,120)	54 (4)	ネットワーク型地域子育て支援拠点整備事業	5,100 (5,100)	1 (1)	黒須田川環境整備事業(環境創造局)
都筑	131,970 (16,500)	125,970 (10,500)	51 (4)	精神障害者フリースペース運営事業	6,000 (6,000)	1 (1)	身近な地域・緑道での防犯力強化事業(環境創造局)
戸塚	137,452 (14,260)	136,452 (13,260)	53 (6)	災害時における高齢者・障害者等支援対策事業	1,000 (1,000)	1 (1)	環境教育の一環で行う水・緑豊かなピオトープづくり(環境創造局)
栄	139,732 (23,200)	139,732 (23,200)	66 (5)	防災情報提供事業	0		
泉	122,471 (7,410)	121,921 (7,410)	51 (2)	「まち」の子育て地域支援事業	550 (0)	1 (0)	外国籍区民生活相談支援事業(総務局)
瀬谷	134,190 (21,180)	131,190 (21,180)	53 (7)	リアルタイム浸水警報システム整備事業	3,000 (0)	1 (0)	二ツ橋北部地区まちづくり検討調査(都市整備局)
計	2,448,725 (270,000)	2,419,275 (257,900)	939 (65)	市民局個性ある区づくり推進費として計上	29,450 (12,100)	14 (3)	各事業所管局へ計上

・()は内数で、市の重点政策課題に対応する事業として区が事業提案をし、計上された事業費。

・「区局連携事業」は、区が自らの財源配分枠を活用し、局の協力を得て行う事業。事業所管局へ計上。

イ) 千葉市の例

市民協働施策の一環として、区民意識の醸成及び地域の活性化を推進するための区の特徴ある事業を「区民ふれあい事業」として予算配分し、実施している。平成 18 年度当初予算においては、6 区計で約 4300 万円が計上されている。対象となる事業は、コミュニティ活動の推進、文化・スポーツの振興、区民意識の醸成などであり、様々なイベントなどが行われている。

ウ) さいたま市の例

住民参加のまちづくりをスローガンとし、区の独自性を発揮させるため、区まちづくり推進事業を実施している。区まちづくり推進事業の実施に当たり、均等割及び9区の人口、面積の割合を基礎として算出された予算（区民まちづくり推進費）を各区に配分している。

区民まちづくり推進費は、「まちづくり基本経費」、「まちづくり事業経費」、「区民満足度アップ経費」の3つの柱により構成されており、この予算により、各区において区民会議を開催するほか、それぞれの区の特徴に応じた事業を行っている。

平成 18 年度当初予算では、10 区計で 10.5 億円が計上されている。

区民まちづくり推進費の経費区分

まちづくり基本経費

主に区民会議の開催・運営・支援等に充当する経費。各区においては、区民との協働を念頭に置き、各種団体の代表者や公募による委員などで構成する区民会議を設置し、区の魅力あるまちづくりを実現していくため様々な活動を行っている。

まちづくり事業経費

区民意識の醸成を目的としたイベントの開催や区民アイデアの具体化を進めるため、主に各区独自の事業、防犯啓発等に充当する経費。

区民満足度アップ経費

主に、道路や河川、交通安全施設等の簡易な緊急修繕、また、衛生害虫駆除、風水害等の応急対策、交通安全啓発等に充当する経費。

区役所への権限移譲

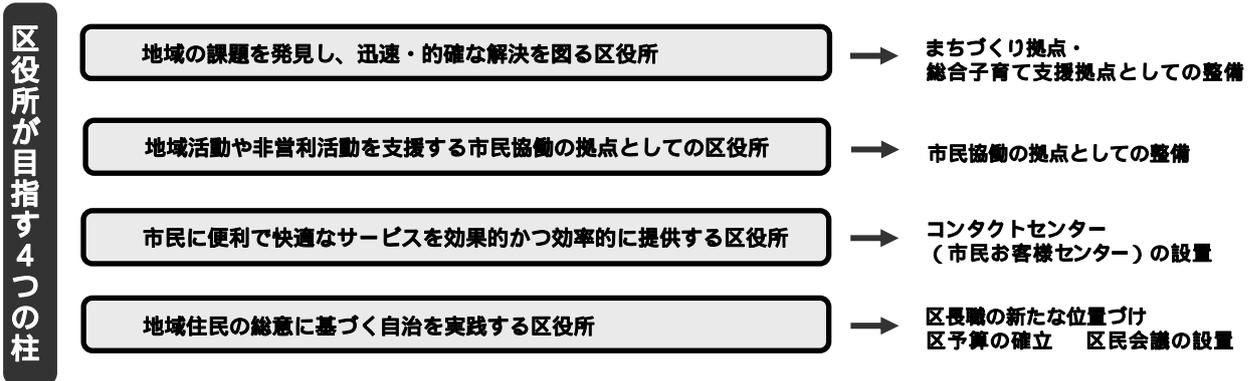
前述の(1)「行政区の権限」において整理したように、各政令指定都市によって、区役所の権限等は大きく異なっている。

傾向としては、従来はいわゆる旧5大市（大阪、横浜、神戸、京都、名古屋）は区役所の権限が小さい小区役所制、札幌市、仙台市、広島市、福岡市などは多くの機能を区役所が持つ大区役所制をとる傾向がある、と言われてきたが、近年は、小区役所制をとってきた各市においても区役所への権限移譲が進められている。

川崎市では、1990 年代後半から、福祉事務所、保健センター、土木事務所などが区

役所と融合する形となり¹、近年、また、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱える様々な課題を、市民との協働により解決していくことを目指して、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的な考え方とし、この考え方に基づき、平成 17 年 3 月に「区行政改革の実行計画」を取りまとめ、区行政改革を進めていくための 4 つの基本施策と具体的な事業を打ち出している。

川崎市「区行政改革の基本方向」(平成 16 年 5 月)における、区役所の方向性



出典：川崎市ホームページより抜粋

住民参加の推進

住民参加を中心とした、区を単位とした地域自治の推進も進められている。これについては、(4)において整理する。

また、平成 18 年 4 月に政令指定都市へ移行した堺市においては、区政への区民参加を推進するため、区長公募制のモデル実施として堺市南区長について公募を行った。その結果、27 名の応募があり、3 回の選考により 64 歳の女性(堺市南区域自治連合協議会副会長、堺市民生委員児童委員、堺市社会福祉審議会委員などの経歴を有する。)を区長として採用した。

(4) 行政区における地域自治組織等の活用による地域自治の推進

第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において地域自治組織²の活用について盛り込まれたことを受け、平成 16 年 5 月の地方自治法改正により、地域自治組織としての地域自治区の設置が可能となった(一般制度として、地方自治法第 202 条の 4)。同改正において、「(政令)指定都市は、必要と認めるとき

¹ (財)東京市政調査会編「大都市のあゆみ」指定都市市長会、平成 18 年 9 月 第 6 章第 2 節より

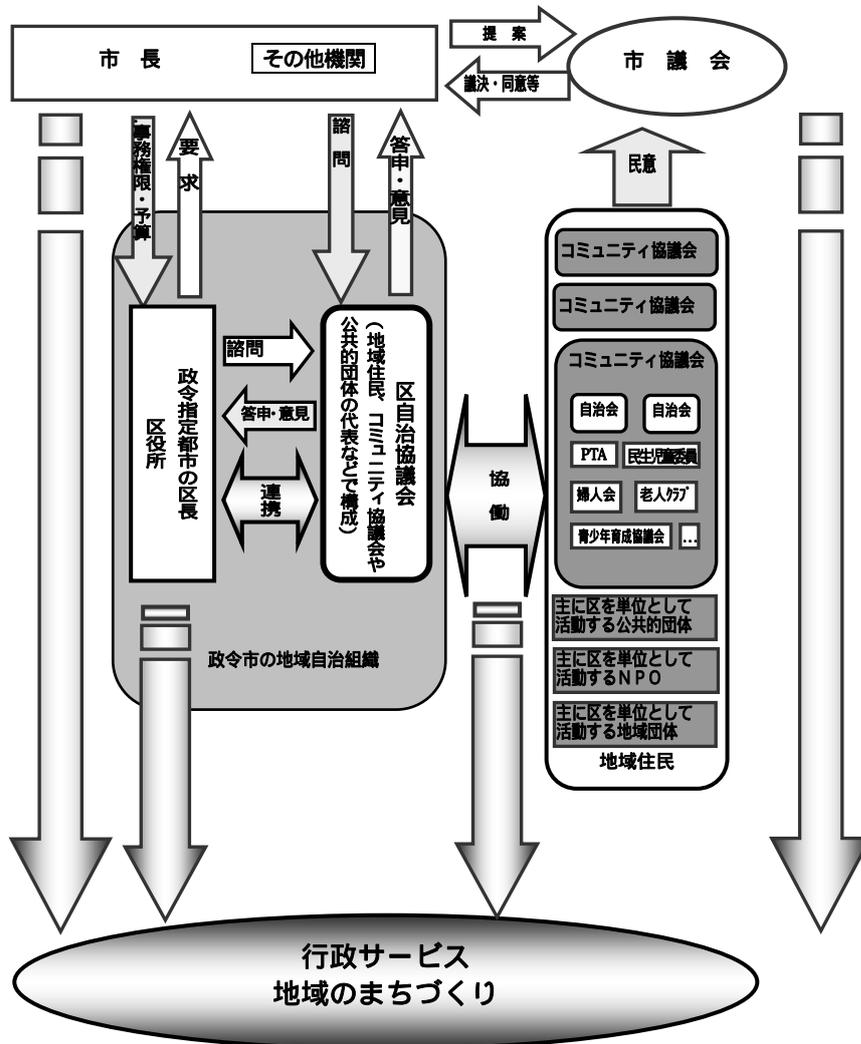
² 地域自治組織：基礎的自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織。現在、法に基づくものとしては、地方自治法第 202 条の 4 に基づく地域自治区や、合併特例法等に基づく地域自治区、合併特例区がある。また、各市町村において、条例に基づく組織を設置している場合もある。

は、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。(略)(第202条の9の第6項)」とされている。

平成19年4月に政令指定都市へ移行する新潟市、浜松市については、新潟市には合併時に地域審議会(合併特例)を設置し、浜松市は地域自治区(一般制度)を設置している。ともに、政令指定都市への移行にあわせ、行政区ごとに地域自治区を設置し、「区地域協議会」において、区内のまちづくりに係る審議等を行うこととしている。

このうち、新潟市においては、政令指定都市移行の準備と合わせ、平成17年8月に地域自治委員会を設置し、地域協議会に係る事項や、自治基本条例に係る事項を審議している。そこでまとめられた、区自治協議会の中間報告(平成17年11月)においては、次のような区自治協議会のイメージをまとめている。

新潟市における「区自治協議会」イメージ図



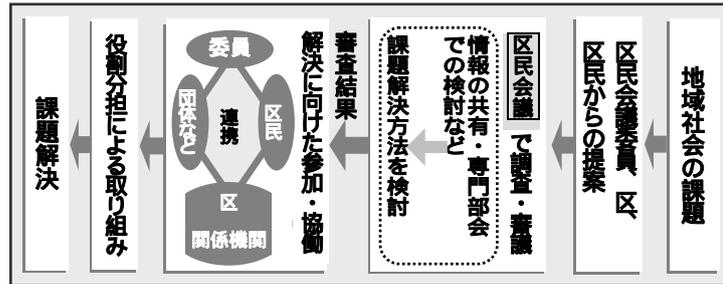
出典：新潟市地域自治委員会 第4回資料「区自治協議会中間とりまとめ」(平成17年11月)より抜粋

また、既存の政令指定都市においても、例えば川崎市においては、自治基本条例を

定めたほか、「窓口サービス機能中心の区役所から、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を区行政改革の基本的考え方とし、様々な取組みを進めている。平成17年度には、各区で3回の試行の区民会議を開催し、区民会議の制度や運営方法、地域の課題について審議するなどしたうえで、平成18年4月に区民会議条例を施行し、各区で本実施の区民会議がスタートしている。

川崎市区民会議のイメージ

図) 区民会議の課題解決までの流れ



出典：川崎市ホームページ

このように、いわゆる行政内部の都市内分権にとどまらず、行政区を「住民自治の単位」として、新たな仕組みを構築する取組みが進められてきている。

最終報告のとりまとめについて

最終報告については、中間報告に平成19年度の検討内容の追加し、以下のような構成とすることが考えられる（網がけが中間報告からの追加・修正部分）。

序章 本研究会について

1. 設置目的
2. 構成市町村
3. 調査研究内容
4. 中間報告の位置付け

第1章 政令指定都市制度に関する検討

1. 政令指定都市制度の概要
2. 行政区制度について
3. 政令指定都市移行の要件
4. 現在の政令指定都市
5. 道州制等の政令指定都市への影響について
6. 政令指定都市移行により想定される変化、影響等に係る論点

第2章 東葛地域の広域的まちづくりの課題

1. 東葛地域における広域的課題例
2. 広域的課題と政令指定都市に係る考察
3. 広域的まちづくりの可能性

第3章 政令指定都市に関わる詳細検討（平成19年度検討項目）

1. 基礎指標等の整理について
 - (1) 基礎指標等の整理
 - (2) 共通項目・つながりの整理について
2. 行政区の考え方について
 - (1) 大区役所制、小区役所制の比較
 - (2) 区割りの基本的な考え方について

参考資料

1. 本研究会の開催状況等
2. 第1章関連資料
3. 第2章関連資料
- (4) 構成6市と政令指定都市の主要指標の比較
4. 第3章関連資料
 - (1) 部門別職員数の比較
 - (2) 組合せパターンについて
5. 千葉県市町村合併推進構想 東葛飾・葛南地域概要版

第3章の基礎指標等の整理として移動